

令和8年度第62回 岡山県人権政策審議会

行政説明資料



岡山県人権啓発シンボルマーク

日 時 令和8年7月17日(金)

場 所 県庁9階 大会議室

目

次

ページ

1	人権施策の推進	1
2	人権教育の推進	5
3	インターネット上の人権侵害	10
4	女性	12
5	子ども	15
6	高齢者	20
7	障害のある人	23
8	同和問題	27
9	外国人	29
10	ハンセン病患者・元患者及びその家族	32
11	患者等	37
12	犯罪被害者及びその家族	42
13	性的マイノリティの人々	44
14	ホームレス（路上生活者）	46
15	自殺問題	47
16	被災者	49
17	刑を終えて出所した人及びその家族	50
18	中国残留邦人とその家族	51
19	拉致問題	52

【分野:人権全般】

【室・課名:人権・男女共同参画課】

項 目	1 人権施策の推進
【現状と課題】 第6次岡山県人権政策推進指針（以下、「第6次指針」という。）や人権政策審議会での意見を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障害のある人など人権課題ごとの施策について、庁内15課で構成する「人権啓発マトリックス」等を活用するとともに、国・市町村・関係団体等と連携・協力して人権施策を総合的に推進してきた。 しかし、インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などの様々な人権問題が存在し、国際化、情報化の進展に伴い、問題は複雑・多様化している。このため、第6次指針に定める基本理念である「共生社会おかやま」の実現を目指し、人権課題への一層の取組が求められている。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 1 人権啓発 国・市町村、関係機関(岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会)等と情報交換・役割分担などをしながら緊密な連携・協力を図るとともに、民間団体や大学生との連携による啓発事業を実施する。 (1) 人権週間・憲法週間における集中的な啓発 ・ ハートフルフェスタの開催 ・ 各種媒体(新聞紙面、SNS、懸垂幕等)を活用した広報 ・ マトリックス各課における路面電車(車内広告)による広報 等 (2) 人権情報コーナーによる情報発信 (3) スポーツチームと連携・協力 ・ 公式試合会場(シーガルズ)での啓発 ・ 人権スポーツふれあい教室の開催(実施:16市町村・29校) (4) 岡山吉備高原車いすふれあいロードレース会場等での啓発 (5) 児童生徒人権啓発ポスターの募集及びカレンダー作成・配布 (6) 民間団体・大学生等との協働 ・ 民間団体(大学生等の団体を含む)が行う人権啓発事業への支援(経費補助) ・ 若い世代(大学生等)の人権意識の向上や行動を後押しし、人権問題解決への意識・行動の底上げを目指した各種啓発(ハートフルエキスポの開催、学生団体の活動状況の発信) (7) 国・市町村との連携 ・ 国・市町村と連携・協力した事業の実施(国の啓発委託費を市町村に配分) 2 人権研修 県職員に対する階層別・所属別研修や現地研修などの人権研修の実施、県民・企業等に対する研修会の開催、研修用資料の提供などによる支援 (1) 国、県、市町村、企業等の職員を対象とした研修会 (2) 人権教育・啓発指導者講座 3 相談・支援	

- ・ 国、県、市町村、民間団体等が設置する相談窓口を紹介したチラシの配布やホームページ掲載による周知
- ・ 相談・支援体制の充実や相互の連携を目的とした職員のスキルアップや相談機関相互の連携強化のための研修会の開催

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

1 人権施策の進め方

人権政策審議会の意見を踏まえながら、国・市町村・関係団体等と連携・協力して人権施策を総合的に推進していくとともに、引き続き、相談窓口の周知や相談体制の充実を図る。

また、社会経済情勢の変化等に対応した人権施策の推進ができるよう、その動向の注視と把握に努める。

2 人権啓発の方向性

国・市町村、関係機関等と緊密な連携・協力を図り、様々な場や機会を捉えた効果的な啓発事業に引き続き取り組むこととし、実施に際しては、民間のアイデアや手法を取り入れるとともに、マスメディア、インターネットなどの広報媒体を効果的に活用する。

3 人権研修の方向性

県職員に対しては、オンラインでの実施などの手法を取り入れるとともに、階層別・所属別研修や現地研修など体系的に実施する。また、各種団体等の人権研修会に、必要に応じて職員を講師として派遣するなど、自主的な取組を支援していく。

県民・企業等に対しては、研修会の開催のほか研修用資料の提供などによりその取組を支援していく。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（国）
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（国）
- ・ 第4次晴れの国おかやま生き生きプラン（県）
- ・ 第6次岡山県人権政策推進指針（県）

1 第4次晴れの国おかやま生き生きプラン【抜粋】

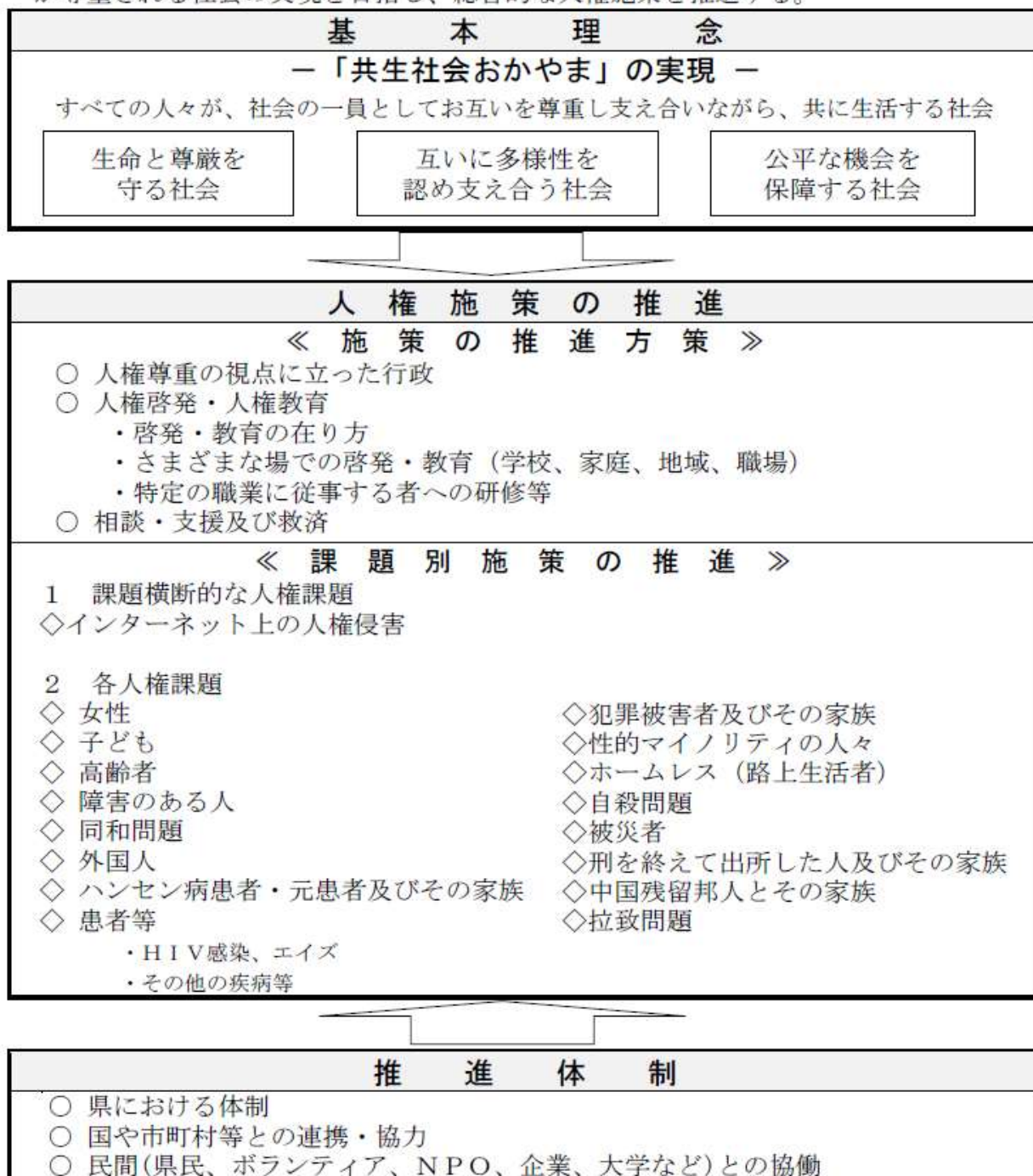
9 生きがい・元気づくり支援プログラム

□人権尊重の社会づくりの推進

すべての県民が多様性を認め、お互いを尊重し支え合う社会の実現を目指して、家庭、地域、職場などさまざまな場において、多様な主体との連携・協働による研修、情報提供、広報活動等に取り組むとともに、相談・支援体制の充実を図るなど、総合的な人権施策を推進します。

2 第6次岡山県人権政策推進指針【体系】

指針に基づき、全庁を挙げて、国、市町村、民間との一層の連携・協力の下、人権が尊重される社会の実現を目指し、総合的な人権施策を推進する。



岡山県人権施策推進体制

令和8(2026)年4月1日

人権政策審議会 (知事の附属機関)

- 構成 人権問題に関する学識経験者 15名
- 所掌事務 人権政策に関する重要事項の調査審議

政策推進会議

人権施策推進会議

- 構成
 - 会長＝県民生活部次長、副会長＝人権・男女共同参画課長
 - 委員＝政策推進課長、総務学事課長、県民生活課長、環境企画課長、保健医療課長、福祉企画課長、産業企画課長、農政企画課長、監理課長、教育庁教育政策課長、人権教育・生徒指導課長、警察本部警務課長
 - 必要に応じて、県民局総務課長に出席を依頼することができる。
 - 連絡員＝政策推進課、教育庁教育政策課、警察本部警務課を除く上記委員が所属する課の実務担当者及び県民局総務課担当者
- 所掌事項 人権施策の推進に関すること
- 開催 指針改定時、審議会からの答申後に指針の案について意見聴取を行う

【本庁】

人権啓発マトリックス

- 構成
 - 班長＝人権・男女共同参画課長
 - 副班長＝人権教育・生徒指導課長
 - 構成員＝〔15課〕
 - 危機管理課、デジタル推進課、国際課、くらし安全安心課、地域医療推進課、疾病感染症対策課、福祉企画課、指導監査課、地域福祉課、子ども家庭課、障害福祉課、長寿社会課、労働雇用政策課、人権教育・生徒指導課、人権・男女共同参画課(事務局)
- 所掌事項
 - 人権啓発に関する一体的な計画及び実施等
 - ・年間計画の作成
 - ・職員向け人権研修に関すること
 - ・人権啓発に関する情報提供・情報交換
 - ・人権相談窓口相談員の研修、意見交換等
- 開催
 - 所掌事項に関し、連絡調整・取りまとめ等(月1回)

【県民局】

人権施策調整連絡会議

- 構成
 - 会長＝県民局長
 - 副会長＝局次長
 - 委員＝各部長、局出先事務所の長
- 所掌事務
 - ①県民局職員の人権意識高揚に向けた取組(研修等の実施)
 - ②①に係る本庁各課及び人権・男女共同参画課との連絡調整
- 開催
 - 県民局職員の研修等の実施

人権問題(差別事象)対策会議

- 構成
 - 会長＝県民生活部次長
 - 構成員＝総務学事課、デジタル推進課、国際課、くらし安全安心課、環境企画課、地域医療推進課、疾病感染症対策課、指導監査課、地域福祉課、子ども家庭課、障害福祉課、長寿社会課、産業企画課、農政企画課、監理課、人権教育・生徒指導課、人権・男女共同参画課(事務局)の各課長及び担当者
 - 〔上記の外、必要に応じて、本庁関係各課、関係県民局、岡山地方法務局〕
 - 〔関係市町村及び警察等に出席を依頼する。〕
- 協議事項
 - ①人権侵害に関する事項 ②差別事象に関する事項 ③えせ同和行為に関する事項
- 開催
 - 年度当初及び重大な人権侵害や差別事象が発生した場合に開催。えせ同和行為の排除についても協議する。

【国、市町村との連携組織】

岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会

(構成員：岡山県、岡山地方法務局、岡山市、岡山県人権擁護委員連合会、(福)岡山県社会福祉協議会)

県内市町村(岡山市除く)に啓発事業を委託

【分野:人権全般】

【室・課名:教育庁人権教育・生徒指導課】

項 目	2 人権教育の推進
【現状と課題】 人権教育の基本的な考え方や各人権課題に対する取組等をまとめた「第4次岡山県人権教育推進プラン」(R4.2策定)に基づき、全ての人々の人権が尊重される共生社会の実現のため、人権に関する知的理解の深化や人権感覚の育成など、学校教育と社会教育との連携を図りながら人権教育の一層の充実に取り組んでいる。 特に、子どもをめぐる喫緊の課題等である自殺、虐待、ヤングケアラー、性暴力被害、性的マイノリティなどについては、人権教育の視点から未然防止や適切な対応等の取組を学校・家庭・地域の連携により具体的に推進する必要がある。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 1 「人権教育推進マトリックス会議」の設置 教育庁関係課と連携し、人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応している。 2 教職員研修の充実 教職員の資質向上を図るため、管理職や人権教育担当者等を対象とした研修を実施している。 3 学校への支援 公立幼・こ・小・中・高各1校を人権学習充実拠点校に指定し、その成果を県下に広めている。また、教職員の指導力向上及び新たな課題への対応のため、令和5(2023)年度から5年間で全ての県立学校を訪問し、研修を実施しているところである。 4 指導資料等の配付・活用 人権教育を進める際に参考となる指導資料や実践事例集等の資料を配付するとともに、教職員研修での活用を図っている。 5 人権課題「子ども」をめぐる喫緊の課題等への取組 (1) 自殺予防教育推進事業 教職員を対象とした自殺予防教育に係る研修講座の開催により、自殺予防に関する理解の促進及び実践力の向上を図り、学校における自殺予防教育の推進に取り組んでいる。 (2) 心と命のサポート事業 いじめや自殺の問題に直面した当事者や命に関わる仕事等に携わる方が直接学校を訪問し、いじめの重大さや命の尊重等に関する出前授業を行っている。 (3) 悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ活用事業 いじめをはじめ、様々な悩みや不安を抱える生徒が安心して相談できる体制を構築するため、標記システムを全ての県立学校に導入している。 (4) 1人1台端末を活用した心の健康観察事業 学校の教育相談体制の充実、児童生徒の自己管理能力の向上及び児童生徒の心や体調の変化を早期に把握し、適切な支援につなぐことを目的とし、心の健康観察アプリを約20校の県立学校に導入している。 (5) 児童虐待防止の取組の充実 県立学校等を対象に児童相談所、NPO等との協働により、児童虐待対応力向上のための専門的な研修を実施している。また、市町村の指導主事を対象にした	

研修や市町村を訪問しての研修を実施している。 (6) 生命（いのち）の安全教育の推進 子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にしないため、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を身に付けるための「生命（いのち）の安全教育」を推進するために、児童生徒及び保護者向けの啓発資料を作成するとともに、活用を促進するために学校等への指導を行っている。 (7) ヤングケアラーに関する取組 学校の管理職や人権教育担当者、市町村教育委員会の指導主事等を対象とした研修において、ヤングケアラーに関する内容を扱うこと等により、各学校の教職員の理解を広めるとともに、児童生徒への周知を進めるための啓発資料を配布している。 6 人権教育担当者等連絡会 市町村担当者等を対象とした人権教育担当者等連絡会を実施し、各種情報の提供や連絡調整等を行っている。 7 指導者の養成 市町村教委等からの推薦者を対象に、人権教育・啓発の中心となる幅広い知識や実践力を持った指導者を養成している。また、PTA指導者を対象に、講演やワークショップ等の研修会を実施している。 8 人権教育講師バンク 講演やワークショップ等を行う際の講師情報を適宜更新し、ホームページ上で提供	【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】 1 「第4次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、引き続き人権教育の推進を図る。 2 「人権教育推進マトリックス会議」を中心に、関係各課相互の連携を図り、市町村や学校における人権教育推進のための支援の充実を図る。 【主な関係法令・計画等】 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（国） ・人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（国） ・人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）（国） ・第6次岡山県人権政策推進指針（県） ・第4次岡山県人権教育推進プラン（県） ・岡山県子どもを虐待から守る条例（県）
---	---

「第4次岡山県人権教育推進プラン」の体系

人権教育が目指すもの — 「共生社会おかやま」の実現—

生命と尊厳を
守る社会

互いに多様性を
認め支え合う社会

公平な機会を
保障する社会

第3次岡山県教育振興計画
自立・共生・郷土岡山を大切にする心



総合的な人権教育行政

○ 人権教育についての基本的な考え方

- ・ 人権とは
- ・ 人権教育が目指すもの
- ・ 人権教育の三つの視点
 - 視点1：人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成
 - 視点2：自立支援
 - 視点3：人権を尊重する環境づくり

○ 人権教育の総合的な推進

- ・ 推進体制の充実
- ・ 普遍的な視点及び個別的な視点からのアプローチ
- ・ 人権課題相互の関連
- ・ 学校教育と社会教育との連携
- ・ 関係機関・NPO・大学・企業等との連携
- ・ 校種間連携等
- ・ 人権教育推進状況の把握

○ 推進に当たって大切にすべきこと

- ・ 就学前教育の充実
- ・ 家庭教育の充実
- ・ 教職員の研修の充実
- ・ 指導者等の養成
- ・ 効果的な学習プログラムの開発
- ・ 地域における多様な学習機会の提供
- ・ デジタル化への対応
- ・ 人権侵害への対応

○ 各人権課題に対する取組

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 女性 2 子ども 3 高齢者 4 障害のある人 5 同和問題 6 外国人 7 ハンセン病問題 8 患者等 <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV感染症・エイズ ・ 感染症・難病等 9 犯罪被害者等 10 刑を終えて出所した人等 | <ul style="list-style-type: none"> 11 性的マイノリティ 12 日本に帰国した中国残留邦人とその家族 13 インターネットによる人権侵害 14 様々な人権をめぐる課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌの人々 ・ 被災者 ・ ホームレス問題 ・ 北朝鮮当局による拉致問題等 <p>消費生活上の問題、人身取引、自殺問題、被疑者とその家族への偏見や差別、障害のある高齢者や障害のある子ども等複数の課題を抱える人などの人権課題や、今後新たに発生する人権課題について列挙</p> |
|--|---|

人権教育推進マトリックス会議の設置について

人権教育推進マトリックス会議

● 目 的

第6次岡山県人権政策推進指針を踏まえ、第4次岡山県人権教育推進プランに基づき、人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応するよう総合調整を行い、もって人権教育行政の総合的な推進を図るため、人権教育推進マトリックス会議を設置する。

● 構 成

委 員 長 … 人権教育・生徒指導課長

副委員長 … 教育政策課長

委 員（8名）

※8課

教育政策課長
教職員課長
高校教育課長
義務教育課長
特別支援教育課長
保健体育課長
生涯学習課長
人権教育・生徒指導課長

マトリックス担当者
(マトリックス担当者会議)

教育政策課員
教職員課員
高校教育課員
義務教育課員
特別支援教育課員
保健体育課員
生涯学習課員
人権教育・生徒指導課員

● 所掌事務

- ① 人権教育の総合的な推進を図るための関係課相互の連携の在り方に関すること。
- ② 人権教育に係る施策等の調整に関すること。
- ③ 市町村及び学校の推進体制の整備の支援並びに研修機会の充実その他の人権教育行政推進のための条件整備の在り方に関すること。
- ④ その他人権教育行政の推進に関すること。

● 会 議

- ① マトリックス会議の開催は、原則として年に2回程度とする。
- ② 担当者会議の開催は、原則として2月に1回程度とする。（該当月第2水曜日）

一人権教育の総合的な推進

全ての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、共に暮らす共生社会の実現を目指し、人権教育の充実を図ります。



岡山県人権啓発
シンボルマーク

◆第6次岡山県人権政策推進指針

◆第4次晴れの国おかやま生き生きプラン
徳育・体育推進プログラム

◆岡山県教育大綱

◆第4次岡山県教育振興基本計画

岡山県人権教育推進委員会

人権教育推進の在り方について審議・提言等

人権教育推進マトリックス会議

人権教育行政課題に適切かつ迅速に対応するため、関係課が連携し、総合的な人権教育を推進(教育庁内8課で構成)

人権教育推進状況報告書

市町村及び学校における人権教育の推進状況や課題を把握

第4次岡山県人権教育推進プラン

人権教育の基本的な考え方と各人権課題に対する取組をまとめたプラン

●人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成 ●自立支援 ●人権を尊重する環境づくり

学校教育

○教職員研修

管理職・人権教育担当者等研修会
交流体験研修会

○県立学校人権教育サポート事業

自他の生命及び尊厳と価値を尊重する教育の推進
いじめや不登校、中途退学等の未然防止のための生徒理解・
集団づくり《心理検査の活用、担当者研修》
教職員の人権教育研修《各種指導資料の活用等》

○心と命のサポート事業

出前授業の実施

○児童虐待の防止

県立学校等児童虐待等対応研修
市町村人権教育担当指導主事等連絡会

○人権学習充実拠点校事業

真庭市立久世こども園、備前市立片上小学校
浅口市立鴨方中学校、県立岡山城東高等学校

○研究調査事業

人権教育研究委託

○自殺予防教育推進事業

教職員を対象としたSOSの出し方教育に係る講座の開催

○悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ活用事業

いじめを受けたり見かけた時だけでなく、様々な悩みを抱えた
時に、生徒が安心して報告・相談できるよう匿名で相談・報告
できるアプリ(STANDBY)を全県立学校で活用

○心の健康観察事業

児童生徒の心や体調の変化を早期に把握し、適切な支援につ
なぐため、心の健康観察アプリ(シャボテンログ)を全県立学校
で活用

○児童生徒いじめ防止ポスター・標語

児童生徒が作成したいじめ防止のポスター・標語の募集

社会教育

○市町村情報提供・連絡事業

市町村人権教育担当者等連絡会

○PTA指導者人権教育研修会

PTA指導者研修会・情報交換

○人権教育・啓発指導者講座

(知事部局との連携)

幅広い知識と実践力を持った指導者の養成

○人権啓発マトリックス関係事業

(知事部局との連携)

ハートフルフェスタ

ハートフル講座

人権啓発ポスター 等

○人権教育講師バンク

学校や地域で行う人権教育に関わる講演や研修の講師等
の情報提供

○指導資料整備事業

啓発DVDの整備・貸出、指導資料の作成

【分野：課題横断的な人権課題】

【室・課名：デジタル推進課、子ども家庭課、教育庁人権教育・生徒指導課、県警察本部少年課】

項 目	3 インターネット上の人権侵害
【現状と課題】 インターネットの普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方、その匿名性を悪用してインターネット上の掲示板やSNSに基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し、重大な人権侵害を引き起こしている。 また、スマートフォン等の普及や、SNSなどのサービスの拡大に伴い、インターネット上のいじめ、誹謗中傷や個人情報の流出、フェイクニュースの拡散等のトラブルや犯罪に、巻き込まれたり、引き起こしたりする危険性が特に若年層において、高まっている。 また、保護者に対しては、子どもにスマートフォンを持たせる際には、保護者自身がインターネット上の有害情報の実情やインターネット利用の際の危険性等について、認識するとともに、利用時間やアプリをコントロールできる機能も活用して、子どもの利用時間を管理するなど適切な対応が求められるほか、学校では、ネットワーク上のルールやマナーを守る重要性を考える学習活動を通じて、「情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度（情報モラル）」を育成することが求められている。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 世代を問わず県民に対して、一人ひとりがインターネット利用上のモラルを守り、正しく利用するための教育・啓発に努める必要がある。 特に誹謗中傷などにつながるインターネット上の人権侵害等、青少年を取り巻く問題に対し、携帯電話事業者とも連携し、学校・家庭・地域が一体となって、取組を推進する。 1 情報リテラシー向上運動の推進 県、教育庁、県警察本部、IT関係企業・関係団体等が緊密な連携を図り、産学官で構成された岡山県高度情報化推進協議会も活用しながら、インターネットやスマートフォン等の正しい使い方等の普及・啓発を実施している。 ・ インターネット上の誹謗中傷への対策として、県（公聴広報課）SNS等を通じて、相談窓口の周知等を行うとともに、県民や大学生などを対象に情報リテラシー向上のための研修会を実施（デジタル推進課） ・ 「児童生徒向け」及び「教職員・保護者向け」情報モラル啓発リーフレットを作成し、すべての公立学校に送付（教育庁人権教育・生徒指導課） 2 「スマホ・ネット問題解決タスクフォース」の活動 庁内関係課や携帯電話事業者が連携した問題解決チーム（タスクフォース）を設置し、青少年や保護者等に対するスマートフォン等やインターネットの適切な利用に向けた啓発、フィルタリングやペアレンタルコントロールの設置促進、相談窓口の周知に努める。 ・ スマホ・ネット問題解決タスクフォースによるフィルタリング奨励宣言店制度の普及及び携帯電話販売店店舗でのフィルタリング利用促進（子ども家庭課） 3 インターネット等青少年を取り巻く問題への対応 学校や教育委員会においては、児童生徒が被害者とならないための留意点や、被害者になった場合の対応方法の周知や、教員の指導力の向上、情報モラル教育の充実を図り、スマートフォン等の利用に関する適切なルール作り等について、子どもを守る取組を進める。 ・ 青少年健全育成に向けた講師派遣事業(子ども家庭課) ・ 県警と連携した「非行防止教室」の実施や、県独自に作成したSNS等による特	

殊詐欺の啓発チラシを積極的に活用し、SNS上のいじめ等の実例を取り上げた授業を行うなど、児童生徒が情報を正しく判断し、行動する力の育成を目指す。（教育庁人権教育・生徒指導課）

- ・ インターネット上のトラブルについての相談窓口をホームページへ掲載（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 各校の生徒指導担当者等を対象とした県教委主催の研修会において、スマホ等の利用の実態を周知し、各校において教科指導の場面だけでなく、外部講師の出前授業を行うなど、情報モラル教育の推進と充実を図る。（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 情報教育担当教員等を中心に、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 「OKAYAMAゆめスマサミット」を開催し、スマホ・ネット等に関する生徒の主体的な取組を推進（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ スマホ・ネットに関する保護者向け啓発チラシ「今こそ、見直そう！わが家のスマホ・ネットルール」やワークシート「親子で一緒に考えるスマホ・ネットのメリットとデメリット」を作成し、ホームページに掲載（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ インターネットモラル取組を目的とした非行防止教室の実施（県警察本部少年課）

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

引き続き、インターネットやスマートフォン等利用のモラル向上のための全県民に対する啓発に官民一体となって取り組むとともに、青少年や保護者等に対するスマートフォン等の適切な利用に向けた啓発など「スマホ・ネット問題総合対策」の推進を図り、スマホ・ネットのリスクから青少年を守る。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（国）
- ・ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）（国）
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）（国）
- ・ いじめ防止対策推進法（国）
- ・ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（県）
- ・ 岡山県いじめ問題対策基本方針（県）

【分野:各人権課題】

【室・課名:危機管理課、人権・男女共同参画課、健康推進課、地域福祉課、子ども家庭課、労働雇用政策課】

項 目	4 女性
【現状と課題】 令和6(2024)年実施の県民意識調査では、固定的な性別役割分担意識は改善の方向にあるが、一方で家庭での役割については、「生活費を稼ぐ」のは夫、「家事・育児等」は妻の役割との認識が高く、男女の地位の不平等感等は依然として残っている。 また、配偶者等からの暴力の相談件数は高い水準で推移しており、暴力防止・被害者保護対策などの一層の充実が求められている。 男女が対等なパートナーとして、一人ひとりの個性と能力を発揮する男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取扱いを受けないことや、個人として能力を発揮する機会が保障されること、あらゆる暴力が根絶されることなど、男女の人権が尊重されることが重要である。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に向け、「第6次おかやまウィズプラン」等に基づき、総合的かつ効果的に施策を推進する。 1 男女共同参画社会の基盤づくり 地域社会や職場等での固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する気づきを促す取組を進める。 また、男性の育児休業取得の促進等に取り組み、男女ともに仕事と家庭が両立できる環境づくりを推進する。 ・ 男女共同参画社会づくり表彰の実施(人権・男女共同参画課) ・ 男性育児休業取得等促進事業の実施(人権・男女共同参画課) 2 男女の人権が尊重される社会の構築 (1) 性別に基づくあらゆる暴力の根絶 性別に基づくあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現していく上で、社会全体で取り組み、克服すべき重大な課題であることから、市町村をはじめとする関係機関やボランティア・NPO等と連携して取組を進める。 ○ 啓発 ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)を中心としたパープルライトアップ等の実施(地域福祉課) ○ 相談支援対策の充実 ・ 女性相談支援センター等への女性相談支援員の配置(地域福祉課) ・ 市町村の配偶者暴力相談支援センターや女性相談窓口との連携(地域福祉課) ・ 民間団体・関係機関との連携(地域福祉課) ○ 困難な問題を抱える女性への支援 ・ SNS等を活用したプッシュ型によるアウトリーチ支援(地域福祉課) ・ 一時保護機能の充実(地域福祉課)	

- ・ ニーズに応じた中長期的なケア（地域福祉課）

（２）生涯を通じた女性の健康支援

性別による違いについて、理解を深める取組を進めるとともに、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援する。

- ・ おかやま妊娠・出産サポートセンター
思春期から更年期まで、性や心身の健康、妊娠、出産、産後の不安など様々な悩みについて、助産師等の専門職による相談を実施（健康推進課）
- ・ バランスの取れた食事摂取の推進
女性の将来の健康とその子どもの健康にも影響のある「やせ」（BMI 18.5未満）の要因である、欠食や過度なダイエット等による食事バランスの乱れを改善する取組を進める。（健康推進課）

（３）生活上の様々な困難を抱える人々への支援

ひとり親など経済的に不安定な家庭からの相談に応じる体制の強化や自立支援などの対策を行うとともに、固定的な性別役割分担意識がもたらす過度のプレッシャーや、地域での孤立化などによる男性の心身の健康の問題も懸念されることから、周囲とのネットワークづくりや日常生活面の支援を行うほか、男性相談の充実などを図る。

- 相談支援対策の充実
 - ・ 女性相談支援センター等への女性相談支援員の配置（地域福祉課）【再掲】
 - ・ 市町村の配偶者暴力相談支援センターや女性相談窓口との連携（地域福祉課）【再掲】
 - ・ 民間団体・関係機関との連携（地域福祉課）【再掲】
 - ・ 男性相談員による男性のための電話相談窓口の設置（人権・男女共同参画課）
- 困難な問題を抱える女性への支援【再掲】
 - ・ SNS等を活用したプッシュ型によるアウトリーチ支援（地域福祉課）
 - ・ 一時保護機能の充実（地域福祉課）
 - ・ ニーズに応じた中長期的なケア（地域福祉課）
- 個々のひとり親家庭のニーズに応じて、経済的自立の支援、生活の支援、就業の支援を実施している。
 - ・ 経済的自立の支援
ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、医療費の一部を公費負担するなど経済的な支援を行っている。（子ども家庭課）
 - ・ 生活の支援
ひとり親家庭支援センターや母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の困りごとに対して相談・指導を行うなど、生活の支援を行っている。（子ども家庭課）
 - ・ 就業の支援
ひとり親家庭支援センターにおいて、相談者の状況に応じ、母子・父子自立支援プログラムを策定するなど、ハローワーク等関係機関と連携しながら就労支援を行っている。また、就業に有利な資格取得を促進するため、給付金の支給により講座受講費用の補助や受講期間中の生活支援を行っている。（子ども家庭課）

も家庭課)

(4) 男女共同参画の視点に立った防災・復興対策の推進

防災・復興に関する政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大を図り、女性など支援が必要な人たちのニーズ等に配慮した災害対応の取組を平常時から一層推進する。

- ・ 県防災会議における女性委員の登用推進（危機管理課）

3 男女が共に活躍する社会づくり

行政はもとより、関係機関、各種団体、企業などへも働きかけ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を一層推進するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて取り組む。

誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる魅力ある地域づくりとその発信に取り組む。

- ・ 女性のキャリア形成応援事業の実施（人権・男女共同参画課）
- ・ 女性等管理職との交流会の開催（人権・男女共同参画課）
- ・ 学生のキャリアデザイン講座の開催（人権・男女共同参画課）
- ・ 仕事と家庭が両立できる職場環境づくりに向けたセミナーの開催やガイドブックの配布等（労働雇用政策課）

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

「第6次おかやまウィズプラン」（令和8(2026)年度から令和12(2030)年度）において、3つの基本目標と、その下に15の重点目標を掲げており、県民、NPO、企業など幅広い主体と協働して、各種施策を推進する。また、男女の人権が尊重される社会の構築や男女が共に活躍する社会づくりに向け、引き続き、取り組む。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（国）
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（男女雇用機会均等法）（国）
- ・ 女子差別撤廃条約（国）
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（国）
- ・ 男女共同参画社会基本法（国）
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律（国）
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（国）
- ・ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（国）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（国）
- ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（国）
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（国）
- ・ 独立行政法人男女共同参画機構法（国）
- ・ 岡山県男女共同参画の促進に関する条例（県）
- ・ 第6次おかやまウィズプラン（県）
- ・ 岡山県困難な問題を抱える女性支援計画（県）
- ・ 岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（県）

【分野:各人権課題】

【室・課名:デジタル推進課、障害福祉課、子ども家庭課、教育庁人権教育・生徒指導課】

項 目	5 子ども
-----	-------

【現状と課題】

子どもと子育て家庭を取り巻く地域・社会的環境が大きく変化する中で、子育てに不安や悩みを持ち、孤立化する親が増加し、子ども虐待の複雑化・深刻化、いじめの増加など多くの課題が生じている。

こうした中、県では、次代を担う子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援する社会づくりを推進するための総合的な計画として「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を策定し、社会全体で子育てをする機運の醸成や子どもが意見を表明しやすい環境づくり等に取り組むほか、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定する。また、令和7(2025)年3月に改定した「岡山県社会的養育推進計画」に基づき、子どもの最善の利益を実現するための取組を推進している。

【現在の対応策(令和7年度の取組)】

すべての子どもの人権が尊重され、子どもが主体性を発揮しながら健やかに成長していくことができるよう社会全体で子育てを応援する環境づくり、体制づくりを推進する。

1 啓発の推進と意識の高揚

行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業などがそれぞれの役割と責任を自覚し、子どもが健やかに育つための環境づくりに努めるよう、県民意識の高揚を図る。

また、青少年の健全育成は、大人の責任であることを意識づけるために家庭や地域に対する広報啓発を推進するほか、学校においては、道徳教育の充実等を通じて、規範意識と思いやりの心を持った子どもの育成に取り組む。

- ・ 7月、11月、3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について県民の理解を深めるため、(公社)岡山県青少年育成県民会議等の関係機関・団体が一体となった、県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。(子ども家庭課)
- ・ 心の教育の充実に向けて、各校及び地域における道徳教育推進の体制づくりや具体的な取組の推進の在り方等、岡山県の道徳教育の課題を基に、教員の指導力の向上を図るため、道徳教育研究協議会を開催している。また、岡山県道徳教育郷土資料集(小学校及び中学校)授業パッケージを作成し、ホームページに掲載(教育庁人権教育・生徒指導課)

2 子育て支援の推進

(1) 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり

子どもの心と体を育む場である家庭づくりを支援する。また、様々な機会を活用し、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行う。

- ・ 青少年健全育成に向けた講師派遣事業(子ども家庭課)

(2) みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

家庭だけでなく、地域、学校、企業等、社会全体が子育てを支援できるよう努める。子どもの居場所づくりを推進するほか、子どもに悪影響が懸念される有害情報

から子どもを守り、心身ともに健全な育成を図るほか、学校と家庭・地域との連携を強化し、子どもを守る体制づくりを推進する。

- ・ 総務省が文部科学省などと連携し、実施する小学生～高校生、保護者・教職員向けのインターネット安全講座（e ネットキャラバン）の内容について、ホームページで広く周知している。（デジタル推進課）
- ・ 岡山県青少年健全育成条例等に基づき、有害環境の規制、インターネット上の有害情報への対応等に取り組む。（子ども家庭課）
- ・ おかやま子ども応援事業にて、地域住民の参画による地域学校協働活動の取組を推進し、地域ぐるみで子どもを健やかに育むとともに、学校・家庭・地域の教育力の向上を図る。（教育庁人権教育・生徒指導課）

（３）子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

子どもに関する様々な問題についての相談体制の強化など地域における子ども

- ・ 子育て支援の充実を図る。
- ・ 「岡山県青少年総合相談センター」において、いじめ、不登校、非行等に関する相談を総合的に受け付けるとともに、「おかやま子ども・若者サポートネット」において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族の支援を重層的かつ継続的に行う。また高等学校中途退学者に対して、専任コーディネーターによる一人ひとりに寄り添った支援を行う。（子ども家庭課）

（４）子どもを守り支援するための体制づくり

子どもへの虐待防止対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から早期支援、子どもの自立に至るまでの切れ目ない総合的な支援を推進するほか、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化や子ども虐待を防ぐ地域のネットワーク体制の充実を図る。併せて代替養育が必要な子どもについては、「家庭養育優先」の原則の下、社会的養育の充実を図る。

また、障害のある子どもに対しては、適切な医療や療育の提供、自立に向けた様々な支援、ひとり親家庭に対しては、生活や経済的自立の支援、就業支援を行う。

さらに、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、関係機関連携の下、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就業の支援など子ども貧困対策を総合的に推進する。

いじめや性暴力などの被害を受けた子どもや問題を抱える子どもについては、相談機関相互の連携を強化するなど相談体制を確立し、相談窓口を周知するなど、継続的、かつ、きめ細かな支援を行う。

- ・ 児童相談所の体制及び機能の強化（子ども家庭課）
 - ①国の配置標準に基づく児童福祉司等の児童相談所職員の配置
 - ②経験年数や職種に応じた体系的な人材育成
 - ③警察職員の配置（令和８（２０２６）年度より県内３児童相談所に各１名配置、津山児童相談所を巡回）
 - ④弁護士配置の拡充（月４日の配置、顧問契約の締結）
 - ⑤親子関係再構築支援の強化（親子関係再構築支援員の配置）
 - ⑥福祉職等の人材確保の推進（社会福祉士及び公認心理師実習生の受入）・社会的養育推進計画の推進
 - ⑦一時保護所等を利用している子どもの「意見表明権」を保障する体制の構築

- ⑧市町村「こども家庭センター」の設置の促進
- ⑨児童相談所の補完的役割を担う「児童家庭支援センター」の運営支援
- ⑩施設等を退所した子どもの自立促進（自立生活の確立のため、生活の問題や就労・進学相談に応じる等の総合的な支援を実施）
- ⑪里親等の委託の推進（里親のリクルート、里子・里親支援体制の充実、ファミリーホームへの補助者配置支援を実施）
- ・ 障害児通所支援、障害児入所支援等（障害福祉課）
- ・ 岡山県医療的ケア児支援センターによる相談支援や支援者養成（障害福祉課）
- ・ 岡山県発達障害者支援センターによる支援（障害福祉課）

3 人権尊重の意識を高める教育の推進

（1）学校教育の充実

学校教育においては、子どもの人権が尊重される環境づくりに努めるとともに、児童生徒が人権についての知的理解を深め、自他を大切にする人権感覚を身に付けるよう取り組む。

いじめについて、校内の教育相談体制の充実や、いじめ対策委員会を中心とした教職員の組織的対応の強化、児童相談所等との連携などにより、子どもに寄り添い、きめ細かく対応できる体制を整える。

不登校について、家庭・地域や関係機関等との連携を図りながら、組織的、継続的な指導、相談、支援を進める。

特別支援教育について、障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ・ 学校における「人権を尊重する環境づくり」に関する指導資料を作成し、ホームページに掲載（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 各学校園ごとに人権教育に関する研究指定校を選定し、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、研究指定校による公開授業や人権教育担当者研修講座を通して、取組の成果を発信（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 「岡山県いじめ問題対策基本方針」を基にいじめ問題への対策を総合的かつ効果的に推進（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 思春期サポート事業にて、心理の専門家等を招聘し、生徒・保護者へのカウンセリング、教職員へのコンサルテーション、生徒対象の心理教育、教職員研修等を行うことにより、いじめ・不登校・発達障害等に対する学校の対応力向上を図るとともに、必要に応じて、いじめ問題への助言等（いじめ問題対策委員会への招聘）を実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 登校支援や自立応援室に専属の教員及び支援員を配置し、社会的自立に向け、個々の状態に応じた支援を行っている。（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 進学意欲のある不登校の中学生を対象とする県教育支援センター「My Place」を県立高校2校に設置（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 社会へつながることが困難な不登校児童生徒に対し、オンライン上の居場所「まんまりんく」の実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 人工呼吸器等の高度な医療的ケアへの対応、岡山県特別支援学校技能検定や地域型実習の実施による早期からのキャリア教育の推進など、関係機関との連携に関する取組を進めている。また、高等部では、産業現場等における実習など、卒業後の職業生活に向けた学習も行っている。（教育庁人権教育・生徒指導課）

(2) 社会教育の充実

P T Aを対象とした研修会等で、人権や人権問題、子どもの自尊感情を育む子育てについての学習機会や情報提供の充実に努める。

家庭教育の悩みや不安に対する相談事業を実施するとともに、学校、家庭、地域の連携・協力が進むよう支援する。

- ・ 義務教育段階及び高校、特別支援学校P T A指導者人権教育研修会を実施している。(教育庁人権教育・生徒指導課)
- ・ 岡山県青少年総合相談センターにて、進路の見直し・検討や高校中退者、いじめ、不登校、友人関係、非行、問題行動等の保護者の相談に対応している。(教育庁人権教育・生徒指導課)
- ・ すこやか家庭相談事業にて、家庭教育に関する専門的知識やカウンセリングに関する知識・技術の習得を目指した講座を実施することで、子育てサポーターのスキル向上を図るとともに、家庭教育支援の取組、家庭教育支援チームの取組等を掲載した冊子「すこやか」を作成(教育庁人権教育・生徒指導課)

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

引き続き、啓発の推進など、子どもの最善の利益を実現するための取組を進める。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 学校教育法 (国)
- ・ 児童福祉法 (国)
- ・ 少年法 (国)
- ・ 社会教育法 (国)
- ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律 (国)
- ・ 児童の権利に関する条約 (国)
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (国)
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律 (国)
- ・ 次世代育成支援対策推進法 (国)
- ・ 少子化社会対策基本法 (国)
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法) (国)
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法) (国)
- ・ 子ども・若者育成支援推進法 (国)
- ・ いじめ防止対策推進法 (国)
- ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (国)

子どもの貧困の解消に向けた対策事業（令和8年度）

事業内容等			
No	事業名	事業内容	補助率等
1	子どもの居場所づくり促進事業	地域住民やNPO等の団体が子ども食堂での食事の提供など、子どもの居場所を新たに立ち上げる際に、その立ち上げに必要な経費を補助する。 （県から団体への直接補助）	【補助対象者】 県内（政令市を除く）で子どもの居場所を立ち上げる団体 【補助率】 定額（上限300千円）
2	全県版おかやま子ども支援ネットワーク事業	令和4年度から令和6年度にかけて県民局圏域ごとに形成した、子どもの居場所のネットワークを全県に統一し、新たな支援者の育成も含め、様々な情報や物資の共有、実際のケース検討を行うことにより、各団体の運営体力や対応力の向上を図る。 また、アドバイザー事業を引き継いで新たに居場所づくりを始めたい方へ開設相談や運営相談を行うとともに、子ども食堂がない・少ない地域において子ども食堂の体験機会の提供や、フードドライブによる相談対応への支援を行うことなどを通して子どもの居場所の数を増やす。	【事業形態】 委託事業
3	岡山県子ども食堂応援ファンド事業	子ども食堂を支援したい個人や企業等から寄附金を募り、岡山県子ども食堂応援基金へ積み立てた後、県内の子ども食堂へ運営費の一助としてもらうため、おかやま子ども支援ネットワーク受託団体を通じて、寄附金を配分する。	【対象者】 おかやま子ども支援ネットワークに加入している子ども食堂 【配分金額】 2万円×100団体（予算ベース）
4	児童育成支援拠点事業	市町村が実施する子どもの居場所の運営費に対する補助を行う。	【補助対象者】 市町村 【補助率】 国1/3、県1/3、市町村1/3

【分野:各人権課題】

【室・課名:くらし安全安心課、長寿社会課、指導監査課、住宅課】

項 目	6 高齢者
-----	-------

【現状と課題】

介護を要する高齢者の増加、介護の長期化や重度化等による家族介護者等の負担の増大に加え、所在不明や虐待、特殊詐欺や悪質商法などによる消費者被害など、高齢者の人権や尊厳が脅かされるような問題が生じている。

県では、認知症の人も含め、高齢者の尊厳が重視され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」に基づき、計画的に介護基盤の整備を進めるとともに、市町村と連携し、在宅医療・介護連携や生活支援、介護予防等の推進に取り組み、地域包括ケアシステムの構築を進めてきた。

引き続きこれら施策を推進するとともに、令和6年12月に国が策定した「認知症施策推進基本計画」を踏まえた施策の推進を図っていくことが重要となる。

【現在の対応策(令和7年度の取組)】

地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組むとともに、成年後見制度等の活用促進や認知症の人とその家族への支援などを通じて、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進する。

さらに高齢者の社会参加や他世代との交流を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動を促進する。

1 地域包括ケアシステムの構築

(1) 在宅医療と介護の連携の推進

高齢者ができる限り住み慣れた地域で本人が望む生活を継続できるよう、医療、介護等のサービスが切れ目なく提供できる体制を構築し、在宅医療や介護サービスの充実を図るとともに、地域包括支援センターの機能強化など、市町村の取組を支援する。

- ・ 地域包括支援センター職員等資質向上研修（長寿社会課）
- ・ 市町村サポートチームによるアウトリーチ支援（長寿社会課）

(2) 生活支援と介護予防の推進

一人暮らし高齢者等の生活支援や介護予防を進めるため、高齢者の地域活動への参加を支援する。また、民間企業、NPO等多様な主体が参画し、住民参加の取組が行われるよう、生活支援コーディネーターの養成や高齢者等への普及啓発を行うなど、市町村の取組が円滑に進むよう支援する。

- ・ 生活支援コーディネーター養成研修（長寿社会課）
- ・ 介護予防交流フォーラム(県民向け普及啓発事業)（長寿社会課）

2 権利擁護の推進

成年後見制度等の活用促進、虐待への対応、特殊詐欺や悪質商法等による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行う。また、虐待防止研修等により、代表者等が率先して虐待防止に取り組む体制づくりを支援する。

また、虐待の早期発見・早期対応のため、地域包括支援センターや市町村職員に対する研修を実施し、高齢者の権利擁護を図る。

- ・ 「犯罪被害防止見守りハンドブック」の作成・配布、新聞広告の活用等により、広報啓発を行う。また、地域の会合等を活用した消費者啓発セミナー（出前講座）を実施し、消費者被害の防止を図る。（くらし安全安心課）
- ・ 高齢者虐待防止研修（長寿社会課）
- ・ 成年後見制度利用促進に係る市町村研修会（長寿社会課）
- ・ 市民後見推進事業市町村補助金（長寿社会課）
- ・ 市民後見人養成講座（長寿社会課）
- ・ 高齢者虐待防止研修の実施（指導監査課）
- ・ 集団指導での啓発（指導監査課）

3 認知症施策の推進

（１）医療・介護サービスの提供

認知症の人が早期の段階から継続して適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医への研修や認知症疾患医療センターの整備等の施策を進める。

また、ケアの改善・向上を図るため、医療・介護従事者に対する研修を実施する。

- ・ かかりつけ医認知症対応力向上研修（長寿社会課）
- ・ 岡山県認知症疾患医療センターの設置（長寿社会課）
- ・ 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修（長寿社会課）
- ・ 認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）（長寿社会課）

（２）地域で支える体制の整備

認知症コールセンターを設置するとともに、市町村と連携し地域包括支援センターを中心とした各種相談体制の整備に努める。認知症サポーター養成講座の開催や、キャラバン・メイトの養成などを通じて正しい知識の普及を図るとともに、サポーター等が支援チームをつくり、認知症の人やその家族の具体的な支援につなげる仕組みを構築する市町村を支援するなど、地域で支える体制の整備を推進する。

- ・ おかやま認知症コールセンターの設置（長寿社会課）
- ・ おかやま若年性認知症支援センターの設置（長寿社会課）
- ・ 認知症サポーター養成講座（長寿社会課）
- ・ キャラバン・メイト養成研修（長寿社会課）

4 生活環境の整備

バリアフリー化された公営住宅やシルバーハウジングの効率的な運用により、高齢者の住まい確保に努めるとともに、リハビリテーション等の専門チームによる相談体制を市町村に構築することを促進し、住宅のバリアフリー化を支援する。

日常生活に必要な福祉用具の給付や、介護機器の普及など、在宅生活の継続を一層支援する。

- ・ 地域リハビリテーションリーダー育成・広域派遣事業（長寿社会課）
- ・ 福祉用具専門相談員指定講習会指定（長寿社会課）
- ・ バリアフリー化された県営住宅を高齢者向け住宅として235戸指定（高齢者向け192戸、シルバーハウジング43戸）し、年4回入居者を募集している。また、長寿命化工事の際には階段への手すりの設置やドアノブのレバーハンドルへ取替えなど

バリアフリー化に努めている。（住宅課）

5 社会参加の促進と交流

高齢者と若い世代との交流や相互支援の活動を支援し、高齢者の社会参加を促進する。また、「老人の日」「老人週間」「敬老の日」などを通じて、県民が高齢者福祉に対する理解を深められるよう、啓発に努める。

- ・ 知事100歳訪問（長寿社会課）

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

地域包括ケアシステムの深化・推進や権利擁護の推進、認知症施策の推進などに向け、引き続き、取り組む。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 老人福祉法（国）
- ・ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（国）
- ・ 高齢社会対策基本法（国）
- ・ 介護保険法（国）
- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（国）
- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（国）
- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（国）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（国）
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（国）

【分野:各人権課題】

【室・課名:地域医療推進課、健康推進課、障害福祉課、指導監査課、労働雇用政策課、建築指導課、教育庁人権教育・生徒指導課】

項 目	7 障害のある人
【現状と課題】 障害のある人は、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を発揮し、積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、様々な障壁のために、日々の生活や社会参加、雇用の場の確保、情報の収集等実現が困難なことがある。 県では、「第5期岡山県障害者計画」を令和6(2024)年3月に策定し、障害の特性やニーズに応じた障害福祉サービスの充実など、障害のある人の社会活動への参加や自立支援に向けて、総合的・計画的に施策を推進している。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 「障害者基本法」等に基づき、障害のある人の意見を十分に反映しながら、各種施策を推進する。 1 心のバリアフリーの推進 「障害者週間」において、啓発・広報活動を関係団体等と連携して取り組むほか、障害者スポーツ大会や岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会、文化芸術活動やボランティア活動などにおいて、障害のある人となない人とのふれあいや交流を積極的に行うなど、相互理解を深め、思いやりの心を育むほか、「あいサポート運動」の推進に努める。 ・第25回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」の開催(障害福祉課) ・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」への県選手団の派遣(障害福祉課) ・第37回岡山吉備高原車いすふれあいロードレース大会の開催(障害福祉課) ・障害のある人のアートギャラリーの開催(障害福祉課) ・あいサポーター研修の実施(障害福祉課) 2 地域生活の支援 (1) 保健・医療 障害の原因となる疾病の予防対策を進め、施設や家庭での療育指導支援体制の充実を図り、障害の早期の発見、早期治療を推進する。さらに障害の状態を軽減するためのリハビリテーション医療の充実整備を進め、自立支援を図る。 精神科病棟への入院は、本人の意思によることを基本とし、できる限り開放的な処遇となるよう指導するほか、非自発的入院であっても、医療機関の外の者との面会交流を確保する入院者訪問支援事業の実施や入院患者の自由な通信手段等の確保、退院請求や処遇改善請求制度の適正な運用を図る。 ・精神科病院の実施指導・実地審査 入院患者の人権が守られているか年1回、14病院に対して実施する。(地域医療推進課) ・入院者訪問支援事業 医療保護入院者等を対象に訪問支援員による訪問を実施する。(地域医療	

推進課)

(2) 福祉

グループホーム等の生活基盤となるサービスの整備を進め、地域移行を促進するほか、障害のある人及びその家族が身近な地域で相談支援を受けることができるよう相談支援体制の充実や地域生活支援事業の実施により、安心して地域生活を送ることができるよう、支援する。また、障害のある方の社会参加について、総合的な理解や支援が促進されるよう啓発に努める。

- ・ 相談支援従事者向け各種研修の実施（障害福祉課）

(3) ボランティア

福祉事業者、学校等地域団体が一緒になって、地域のボランティア活動を行う環境づくりを推進するとともに、ボランティアへの参加啓発活動を推進する。

また、専門性を有したボランティアの確保・育成にも努める。

(4) 生活環境

「岡山県福祉のまちづくり条例」等に基づき、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を推進する。特に病院、店舗、集会場、ホテル、官公庁舎などの特定生活関連施設については、その新築等に当たり、指導及び助言を行う。

- ・ 県有施設整備に係るバリアフリー相談検討会の実施（障害福祉課）
- ・ 指導及び助言は、単に基準への適合を求めるだけではなく、事業者に対する周知啓発を含めた総合的な取組を目指している。（建築指導課）
- ・ 条例への適合率向上に向けて、現在の適合状況を的確に把握し、どのような施設や項目に課題が集中しているのか分析することが重要であり、用途別や施設規模別などの観点から適合状況を整理し、実態把握を進め、不適合となる背景についても把握し、工事費や建物構造上の制約、制度理解の不足などそれぞれの課題に応じた対応を進め、適合率向上を目指す取組をしている。（建築指導課）

3 自立と社会参加の促進

早期の適切な療育・育成相談のため、保健所や児童相談所の相談・支援体制の充実を図るとともに、特別支援学校が、必要な助言・指導を行うなどの地域の特別支援教育の中心的な役割を果たすよう努める。

また、インクルーシブ教育システムの構築や学校施設等のバリアフリー化などを推進し、すべての人が障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるよう啓発活動を推進する。

学校における進路指導を充実し、子どものニーズに応じた進路決定を支援するとともに、一般就労では、就業面及び生活面における一体的な支援を促進し、福祉就労では、工賃向上計画の推進により地域で自立して生活できるよう支援する。

「障害者雇用促進法」に基づき、労働関係機関と連携して事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供などについて、啓発・周知を行う。

- ・ 障害者就業・生活支援センター（県内4箇所）による支援（障害福祉課）
- ・ 岡山県セルフセンターによる共同受注窓口の設置、農福連携サポートセンターの運営等（障害福祉課）

- ・ 発達障害を含めた特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学校園が適切に支援できるよう、特別支援教育エキスパートを派遣し、チームで学校園等を支援している。（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校で、その学校に在籍する児童生徒と共に学習を行う居住地校交流を実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 特別支援学校等就労支援充実事業や特別支援学校技能検定などにおいて、キャリア教育の充実に図っている。（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 各種研修にて、障害のある人の特性や「障害者差別解消法」に基づく、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等について理解の推進を図り、特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対する正しい理解と指導に関する知識を深める取組の実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 障害者雇用促進アドバイザーの派遣、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携したセミナー等の開催（労働雇用政策課）

4 権利擁護の推進

成年後見制度の活用促進など権利擁護のための必要な支援を行う。また、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止、合理的な配慮が提供されるよう、取組を推進する。障害の特性に配慮した消費者教育の提供、支援機関とのネットワークづくりによる支援に取り組むほか、虐待事案について、市町村や障害者施設職員に対する研修を実施する。

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方への補償金等の支払いが円滑に進むよう、専用の相談窓口を設置するほか、医療機関や弁護士会等と連携した対応を行う。

- ・ 県障害者権利擁護センターの設置・運営（障害福祉課）
- ・ 県障害者差別解消相談センターの設置・運営（障害福祉課）
- ・ 権利擁護セミナーの開催（障害福祉課）
- ・ 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施（指導監査課）
- ・ 集団指導での啓発（指導監査課）
- ・ 旧優生保護法補償金等支給法対象者の方に情報が行き届くよう、新聞掲載や医療機関や福祉施設等へのポスター・リーフレット配布により広く周知・広報に努めている。（健康推進課）

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

心のバリアフリー推進や地域生活の支援などに引き続き、取り組む。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（国）
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（国）
- ・ 身体障害者福祉法（国）
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（国）
- ・ 知的障害者福祉法（国）
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律（国）
- ・ 障害者基本法（国）
- ・ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（国）
- ・ 身体障害者補助犬法（国）

- ・ 発達障害者支援法（国）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（国）
- ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（国）
- ・ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（国）
- ・ 障害者の権利に関する条約（国）
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律（国）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（国）
- ・ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（国）
- ・ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（国）
- ・ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（国）

【分野:各人権課題】

【室・課名:人権・男女共同参画課、労働雇用政策課、教育庁人権教育・生徒指導課】

項 目	8 同和問題
-----	--------

【現状と課題】

平成14(2002)年3月までの33年間にわたる特別対策等により、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善され、人々の同和問題についての理解と認識も進み、全般的に着実な進展を見た。

県では、一般対策で解決に向けた各種施策に取り組んでおり、同和問題は解決に向かってはいるが、なお、差別の解消やえせ同和行為の排除などの課題がある。

【現在の対応策(令和7年度の取組)】

同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、国、市町村、関係機関と連携して、差別の解消のための取組等を進める。

1 啓発の推進

一人ひとりが同和問題についての理解と認識を深めるとともに、日常生活で生かせる人権感覚を身に付けることができるような啓発を進める。

- ・ 新聞、ラジオなどマスメディアの活用（人権・男女共同参画課）
- ・ 研修の開催（人権・男女共同参画課）
- ・ 民間が行う研修会等への研修用資料の提供等（人権・男女共同参画課）

2 教育の推進

(1) 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じて、同和問題についての理解と認識を深めるとともに、人権感覚を身に付けることにより、同和問題の解決に向けて、主体的に取り組もうとする実践的態度を養う教育を推進する。

- ・ 人権教育講師バンクにて、講演やワークショップ等を行う際の講師情報を適宜更新し、ホームページ上に提供【再掲】（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 人権教育・啓発の中心となる幅広い知識や実践力を持った指導者を養成する中で、教職員を対象に、渋染一揆資料館への現地研修を実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 指導資料を作成し、ホームページに掲載（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 歴史的経緯やこれまでの取組の成果、児童生徒を取り巻く地域の実態を踏まえて具体的な目標・計画を立て、教育活動全体を通じて同和問題についての理解と認識の深化と実践的態度の育成の促進（教育庁人権教育・生徒指導課）

(2) 社会教育の充実

県民が、同和問題についての理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、指導者の養成や指導資料の整備、各種情報提供等に努める。

- ・ 人権教育・指導者養成講座の開催（人権・男女共同参画課、教育庁人権教育・生徒指導課）

3 公正な採用選考及び雇用の促進

国等と連携し、事業主等に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を促すとともに、公正な採用選考に必要な知識・理解及び認識をより一層深める研修等を行う。

- ・ 推進員及び経営者向け研修会の開催（労働雇用政策課）

4 隣保館活動への支援等

隣保館活動が、地域の特色やニーズを踏まえて、関係機関等とも連携し、幅広く展開されるよう、支援するとともに、教育・就労・産業関係の各種自立支援施策の情報提供に努める。

- ・ 生活上の各種相談や講演会・研修会の開催等の隣保館活動に対する支援（人権・男女共同参画課）
- ・ 貸付けや融資等の自立支援制度の情報提供（人権・男女共同参画課）

5 えせ同和行為の排除

えせ同和行為対策関係機関連絡会において、情報交換し対応を協議するとともに、国、市町村や関係機関等と連携し、その排除に向けて取り組む。

- ・ 「えせ同和行為対策関係機関連絡会」による情報交換（人権・男女共同参画課）
- ・ 事業所等への排除要請、マスメディアや市町村広報紙を活用した啓発（人権・男女共同参画課）

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

「第6次指針」に基づき、同和問題を女性、子ども、高齢者、障害のある人など、他の人権課題と同様に重要な人権課題の一つとしてとらえ、今後とも、国、市町村、関係機関等と連携し、差別の解消のための取組を進める。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（国）
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律（国）

【分野:各人権課題】

【室・課名:危機管理課、国際課、医療政策課、労働雇用政策課、教育庁教職員課、教育庁義務教育課、県警察本部外事課】

項 目

9 外国人

【現状と課題】

県内の在留外国人数は、令和7(2025)年12月末時点で41,840人と過去最高となっている。国籍別ではベトナム、中国、インドネシアが多く、在留資格別では技能実習や特定技能、永住者が多い。

また、日常生活や雇用の場などにおいて、日本人と在住外国人との間で言葉、文化、生活習慣の相違等に起因する問題も生じている。

県では、令和7(2025)年4月に施行した「岡山県外国人材等支援推進条例」に基づく支援に取り組むほか、引き続き、誰もが暮らしやすい多文化共生の地域づくりを推進することとしている。

【現在の対応策(令和7年度の取組)】

これからの地域社会を共につくる一員として、外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会を実現するため、在住外国人に対する様々な支援や各種研修会・交流会の充実に取り組む。

1 人権意識の啓発と相互理解の促進

学校、行政及び各種団体などが開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する交流など、様々な機会を通じて、人権意識の高揚に努める。

- ・ 国際理解講座、セミナー等の開催（国際課）

2 コミュニケーション支援

(1) 情報の多言語化

県、市町村等の連携により、様々な媒体による多言語の情報提供に努める。

また、外国人の生活に関わりのある行政機関、NGO・NPO等が連携して情報交換や意見交換を行うなど、外国人に対する相談・支援体制の充実に努める。

- ・ 多言語による情報提供、生活相談（国際課）
- ・ 弁護士による無料法律相談（国際課）
- ・ 災害救援専門ボランティア（通訳・翻訳）の養成（国際課）
- ・ 災害時多言語支援センター設置運営訓練の実施（国際課）
- ・ 地域共生サポーターの養成（国際課）
- ・ 「外国人住民のための防災ガイドブック」（5言語）の作成・配布（国際課）
- ・ 「日本語教室リスト」（5言語）の作成・配布（国際課）
- ・ 「生活安全マニュアル」（10言語）の作成・配布（県警察本部外事課）

(2) 日本語及び日本社会に関する学習支援

外国人が日本語や日本文化を学ぶことは、日本を理解し地域社会の一員として生活するために重要であることから、岡山国際交流センターを中心に、日本語学習・指導支援機能の充実に努めるとともに、日本語指導者や日本語ボランティアの資質向上に取り組む。

- ・ 日本語講座、やさしい日本語研修会、日本語ボランティアスキルアップ研修会等の開催（国際課）
- ・ 日本語教育支援センターの開設（国際課）

3 生活支援

（１）子育て・教育

子育てについては、多言語での相談体制の整備などを進める。

また、就学状況等の把握に努め、学校において、外国人児童生徒等の指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入態勢の整備を図る。

- ・ 多言語による情報提供、生活相談（国際課）【再掲】
- ・ 日本語指導が必要な外国人子女を対象に日本語指導教員を配置し、基本的な生活習慣の確立や学習における基礎基本の充実など自立支援に向けた取組の実施（教育庁教職員課）
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の指導等に関する連絡協議会の開催（教育庁義務教育課）

（２）適正な雇用等の促進

県内で仕事を求める在住外国人や留学生のため、ハローワーク内の多言語対応可能な窓口の紹介や通訳ボランティアの派遣など、国と連携して相談・支援の充実に努めるほか、県内企業への外国人材の適正で円滑な受入れの支援を行うとともに、留学生の県内就職支援を行う。

- ・ 外国人受入企業向けセミナー、留学生を対象とした就職支援セミナー等の開催（労働雇用政策課）

（３）保健・福祉等の充実

在住外国人や留学生が健康な生活を送ることができるよう、疾病予防、保健・医療等について、医療機関や生活関連情報の提供、相談・支援体制の充実に努めている。

- ・ 多言語による情報提供、生活相談（国際課）【再掲】
- ・ 県ホームページに「外国人の皆様へ」として、発熱等のかぜ症状が出た場合に受診可能な岡山県内の医療機関を英語で紹介している。（医療政策課）

（４）防災

災害関連情報の多言語による提供などにより、災害時の外国人支援体制の充実に努める。また、市町村等と連携し、在住外国人の防災意識や災害対応能力の向上を図る。

- ・ 防災・災害関連情報ポータルサイトの多言語対応（11ヶ国、12言語）（危機管理課）

（５）連携による相談・支援体制の充実

関係機関や「地域共生サポーター」が連携して対応するほか、県外国人相談センターから専門分野の相談機関がケースを引き継いで問題解決のための支援が円滑に行えるよう、相談機関等との連携を強化する。

- ・ 地域共生サポーターの養成（国際課）【再掲】

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

岡山県外国人相談センターを中心に、外国人住民に対する支援の充実に努めるとともに

に、市町村や関係機関・団体等と連携・協働し、多文化共生の地域づくりを進める。 1 外国人にも暮らしやすい岡山づくり （１）コミュニケーション支援 日本語学習機会の充実、「やさしい日本語」の普及、通訳ボランティアの養成等 （２）生活支援 各種生活情報の提供、多言語相談等の実施、各種ボランティアの養成、災害時多言語支援センターの機能強化等 2 多文化共生の地域づくり （１）地域におけるサポートと意識啓発 地域共生サポーターの養成、県民に対する国際理解講座等の開催 （２）外国人と共生する地域づくり 外国人の地域参画促進のための行政・関係団体・ボランティア等の連携・協働	【主な関係法令・計画等】 ・ 出入国管理及び難民認定法（国） ・ 日本語教育の推進に関する法律（国） ・ 国際化施策推進方針（県） ・ 岡山県外国人材等支援推進計画（県）
---	--

【分野:各人権課題】

【室・課名:疾病感染症対策課】

項 目

10 ハンセン病患者・元患者及びその家族

【現状と課題】

国は、平成13(2001)年6月には、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支援等に関する法律」を施行し、平成21(2009)年4月には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」、令和元(2019)年11月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行及び「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の改正などによる取組を進めている。

県内には2つの国立ハンセン病療養所があり、合わせて102人（令和8(2026)年6月1日現在）のかつてハンセン病であった方々（回復者）が生活しており、平均年齢は89.9歳となっている。

県においても、ハンセン病に関する正しい理解と偏見・差別の解消のための普及啓発事業に積極的に取り組んでいる。

【現在の対応策(令和7年度の取組)】

ハンセン病の元患者等に対する偏見・差別は依然として存在することから、元患者等が置かれていた境遇を踏まえ、学校等と連携した正しい知識の普及啓発、入所者の福祉の増進、元患者の社会復帰への支援に対し、きめ細かな事業を実施する。

1 偏見・差別解消のための普及の実施

「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」を中心として、ラジオやSNS等による啓発、啓発パネルの貸出し展示などを実施する。

また、年間を通じて、普及啓発DVDの貸出しや、ホームページによる啓発、リーフレットや小冊子の作成配布、ハンセン病を正しく理解するための講演会の開催、県民が実施する元患者等との交流事業の助成を実施する。

学校においては、元患者等との交流や動画等を活用した授業など様々な教育活動の中で、ハンセン病問題に対する正しい理解と認識を深める教育を推進する。

- ・ ハンセン病問題に関する具体的な対策の協議・調整を行うため、岡山県ハンセン病問題対策協議会を開催（年2回）
- ・ 児童生徒等を対象とした語り部講演会の実施
- ・ 地域交流促進事業補助
- ・ 県人会への里帰り助成金贈呈

2 入所者の福祉増進施策の実施

入所者と地域社会との交流について支援するほか、関係機関と連携し、情報共有などに努める。

- ・ 社会復帰推進事業補助
- ・ 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

ハンセン病問題に関する正しい理解と偏見・差別の解消のため、入所者の方々との交流事業や、語り部講演会等に引き続き力を注ぎ、きめ細かな啓発事業に取り組むとともに、療養所に暮らす方の意向・要望を基本とした支援活動を実施する。

令和5(2023)年度、令和6(2024)年度に厚生労働省が実施した「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査」報告書において、ハンセン病問題に関する知識は十分には浸透しておらず、偏見差別は依然として深刻な状況にあることが示されたことから、関係機関と連携し、これまで以上に啓発の取組を実施することが必要である。

また、両園の将来構想の実現に向けて関係者とともに協力していく。

【主な関係法令・計画等】

- ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（国）
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（国）
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（国）
- ・ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書（国）
- ・「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」から提出された意見書における提言（県）

平成13年度以降の岡山県のハンセン病問題対策事業

年度	事業名	内容	備考
13	委員会設置事業	「岡山県のハンセン病対策を振り返り正しい理解を進める委員会」開催(9回、H14.3:意見書提出)	H13.5 「らい予防法違憲 国家賠償請求訴訟」で熊本地裁は原告勝訴の判決
	普及啓発事業	啓発ビデオ作成(1,100本)、シンポジウム開催(約1,800人参加)、地域交流事業補助(2件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	知事両園訪問	6月11日両園を訪問	
14	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(3回)	
	普及啓発事業	パンフレット配布(3万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、パネル展開催(3回)、フォーラム開催(約550名参加)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー34名)配置(H14.7) 出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月)	
	県民意識調査事業	県民意識調査(回答者:15歳以上の県内在住者2,210人)	
15	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) 史料調査専門員によるハンセン病関連史料調査・収集	H15.11 熊本でハンセン病 療養所入所者の 宿泊拒否
	普及啓発事業	パンフレット配布(4万部)、啓発ビデオテレビ放映(2回)、新聞紙面広告実施、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月)	
16	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) 史料調査専門員によるハンセン病関連史料調査・収集	H17.3 ハンセン病問題に 関する検証会議最 終報告書公表
	普及啓発事業	パンフレット配布(3万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、講演会開催(約80人参加)、フォーラム開催(約800人参加)、地域交流事業補助(22件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
17	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) ハンセン病問題関連資料集(前後編各800ページ)筆耕開始	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発ビデオテレビ放映(1回)、講演会実施(4回、延べ700人参加)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
18	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(3回) ハンセン病問題関連資料集前編刊行(H19.2)	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発講演会実施(1回)、講演会実施(中学校・高等学校等)、フォーラム開催(約300人参加)、啓発DVD作成(700本)、地域交流事業補助(17件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
19	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催 ハンセン病問題関連資料集後編収録史料選定及び筆耕	
	普及啓発事業	パンフレット配布(2万部)、啓発DVDテレビ放映、啓発講演会実施(1回)、講演会実施(小学校・中学校、3回)、地域交流事業補助(10件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
	県民意識調査事業	県民意識調査(回答者:15歳以上の県内在住者2,035人)	
20	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回) 「岡山県ハンセン病問題関連史料調査委員会」開催(2回) ハンセン病問題関連資料集後編刊行(H21.3)	
	普及啓発事業	啓発番組テレビ放映、映画上映会及び講演会開催、講演会実施(中学校・高等学校等)、地域交流事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

年度	事業名	内容	備考
21	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(1回)	H21.4 「ハンセン病問題 の解決の促進に関 する法律」の施行
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、11校)、地域交流事業補助(9件)、県人会への里帰り助成金贈呈、パンフレット作成(6万4千部)	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
22	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	啓発番組テレビ放映、語り部講演会の実施(小・中・高校、11校)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈、パンフレット作成(3万部)	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
23	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、18校)、地域交流事業補助(13件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰促進事業	社会復帰支援員(医療ソーシャルワーカー)による出張相談(長島愛生園・邑久光明園各2回/月) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
24	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(19件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(6件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
25	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
26	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(23件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(7件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
27	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(5件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
28	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
29	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(3件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
30	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(16件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

年度	事業名	内容	備考
1	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(新型コロナウイルスの影響により、1回)	R1.11 「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の施行、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の一部改正
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(22件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
2	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、9校)、地域交流促進事業補助(4件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
3	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(7件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
4	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	R5.3 「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」が報告書取りまとめ
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、7校)、地域交流促進事業補助(16件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
5	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	R6.3 「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書」公表
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、10校)、地域交流促進事業補助(18件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(1件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	
6	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	R7.3 「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書」公表
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(中学、3校)、地域交流促進事業補助(15件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(4件)	
7	委員会設置事業	「岡山県ハンセン病問題対策協議会」開催(2回)	
	普及啓発事業	語り部講演会の実施(小・中・高校、9校)、地域交流促進事業補助(11件)、県人会への里帰り助成金贈呈	
	社会復帰推進事業	社会復帰推進事業補助(3件) 療養所退所者への医療費・介護保険利用料・住宅費の助成	

【分野:各人権課題】

【室・課名:疾病感染症対策課、医療政策課、教育庁人権教育・生徒指導課】

項 目

11 患者等

【現状と課題】

エイズ患者やH I V感染者に対しては、疾患に対する正しい知識や理解の不足から、依然として偏見や差別が存在している。

しかし、H I V感染症は、感染経路が特定されている上、感染力は弱く、性的接触に留意することにより、日常生活において感染することは通常ないことや、治療薬を複数服用することにより、H I Vに感染しても、発症を防いだり、症状を緩和させたりすることも可能となるほか、治療を継続して、体内のウイルス量が大きく減少すれば、他の人への感染リスクをゼロに近いレベルまで下げること確認されている。

平成10(1998)年には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されるなど、引き続き、感染症の患者に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた施策を推進する必要がある。

【現在の対応策(令和7年度の取組)】

エイズのまん延防止及びエイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別の解消を図るため、正しい知識の普及・啓発やエイズ患者やH I V感染者が安心して適切な医療を受けられるようエイズ治療拠点病院を中心とした検査・相談・診療体制の整備を推進する。

【H I V感染・エイズ】

1 正しい知識の普及・啓発

「世界エイズデー」を中心に、エイズに関する正しい知識について、啓発を推進し、エイズのまん延防止とエイズ患者やH I V感染者に対する偏見・差別の解消を図る。

- ・ 「H I V検査普及週間」(6月1日から6月7日)におけるラジオやテレビ、SNS、デジタルサイネージ等を活用した情報発信による検査体制の周知の実施(疾病感染症対策課)
- ・ 「世界エイズデー」(12月1日)における啓発資材の配布やレッドリボンツリーの展示、県立図書館との連携展示等による正しい知識の啓発の実施(疾病感染症対策課)
- ・ H I V・梅毒をはじめとする性感染症に対する正しい知識の普及啓発の推進と感染症の蔓延防止及び患者・感染者への差別、偏見の解消を図ることを目的とした、エイズ等出前講座の実施(疾病感染症対策課)

2 相談・検査体制の充実

全保健所・支所において、匿名相談、匿名による無料のH I V抗体検査や一部保健所における迅速検査などにより、受けやすい検査体制の整備や検査体制の拡大に取り組むほか、研修等によるエイズ相談・検査業務の質の向上を図る。

- ・ エイズ対策研修会の実施(疾病感染症対策課)

3 診療体制の充実

エイズ治療拠点病院へ、必要に応じ、カウンセラーを派遣するほか、医療従事者の研修機会の拡大や、積極的な情報交換を行うことにより、医療従事者の知識・技術の

向上を図る。

- ・ エイズカウンセラー派遣の実施（疾病感染症対策課）
- ・ 県内の発生動向や検査・相談体制、医療の提供に関する事項等を検討することを目的とした、エイズ医療等推進協議会の開催（疾病感染症対策課）

4 学校における教育・啓発

体育科、保健体育科と他教科等との関連を図りながら、系統的、計画的な性に関する指導の中で、エイズ教育を含めた指導を進めるとともに、小学校、中学校・高等学校及び特別支援学校等との連携に配慮し、児童生徒の発達段階に応じた指導を行う。

- ・ 保健教育をはじめとする様々な教育活動の中で、H I V感染等の疾病についての正しい理解と認識を深める教育を推進している。（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 各学校や地域の実態に応じて、系統的な「性に関する指導計画」の中にエイズ教育を位置付け、各学校種間の連携に配慮し、児童生徒の発達段階に応じた取組を行っている。（教育庁人権教育・生徒指導課）

【その他の疾病等】

1 正しい知識の普及・啓発

感染症や難病等については、疾病に関する知識不足や偏見から、患者やその家族等が差別的な扱いを受けることがある。このため、患者等に対する偏見や差別を解消し、人権尊重を念頭に置いた対策を推進する。

特に新型コロナウイルス感染症では、感染者や医療従事者、またその家族等に対する偏見や差別が発生した。こうした新たな感染症については、正しい知識等の情報提供を行うとともに、不安が差別につながることをないように、啓発を行う。

2 自己決定の尊重

（1）インフォームド・コンセント

医療関係団体が行う研修等を通じて、インフォームド・コンセントの確立を支援する。

- ・ 厚生労働省が策定した「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、医療従事者が患者へ現在の症状及び診断病名等を丁寧に説明するよう、関係団体を通じて、医療機関へ周知している。また、県民からの相談に対して「医療安全支援センター」で随時対応する体制を整えている。（医療政策課）

（2）診療情報の開示

「個人情報保護法」、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき、手引き等の配布や研修等を通じて、患者の自己決定権を尊重した診療情報の開示等を促進する。

- ・ 厚生労働省が策定した「診療情報の提供等に関する指針」に基づき、医療従事者が診療情報を開示するよう、関係団体を通じて、医療機関へ周知している。（医療政策課）

（3）入院患者の人権

患者の人権を尊重した適正な医療の提供を推進する。

- ・ インフォームド・コンセントや診療情報の開示など厚生労働省の通知を、関

係団体を通じて医療機関へ周知している。また、県民からの相談に対して「医療安全支援センター」で随時対応する体制を整えている。（医療政策課）

3 社会参加と生活の支援

関係機関、患者団体、家族会等と連携し、患者と地域社会との交流や社会参加の促進を図る。

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

エイズのまん延防止及びH I V感染者・エイズ患者に対する偏見・差別の解消を図るため、関係者と連携しながら各種普及啓発を実施するとともに、相談・検査・診療体制の充実を図る。

難病のある人については、ニーズを踏まえ、保健・医療・福祉の連携のとれた総合的な施策を積極的に推進する。特に就労支援については、経済団体や支援機関等との連携のもとで、難病のある人への相談対応や企業への意識啓発に取り組む。

【主な関係法令・計画等】

- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（国）
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律（国）
- ・障害者総合支援法（国）
- ・岡山県保健医療計画、岡山県感染症予防計画（県）

エイズ対策について

国内のH I V感染者・エイズ患者は、令和7年に890件（速報値）の新規報告があった。新規H I V感染者報告数及び新規エイズ患者報告数は、令和6年から減少したものの、新規報告数全体に占めるエイズ患者報告数の割合は、依然として約3割で推移していることから、引き続き動向を注視する必要がある。本県においても、H I V感染の予防と早期発見・早期治療、感染者に対する偏見・差別の解消を図るため、保健所等での相談・検査体制の整備やエイズ等出前講座を実施するなど啓発活動に取り組んでいる。

1 H I V感染者／エイズ患者の発生動向の推移 （単位：人）

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
全国	感染者	903	750	742	632	669	662
	患 者	333	345	315	252	291	332
	計	1,236	1,095	1,057	884	960	994
県	感染者	8	7	7	3	3	4
	患 者	2	8	6	3	2	4
	計	10	15	13	6	5	9

出典：エイズ発生動向調査（厚生労働省エイズ動向委員会、令和7年は速報値）

2 保健所の相談・検査体制

エイズのまん延を防ぐためには感染者の早期発見が重要であり、相談から検査に至るまでの一貫した体制の整備を図っている。さらに、備前・備中・美作の3保健所にエイズホットライン（直通の専用電話）を設置して、安心して相談・検査を受けられる体制を整備している。また、平成23年度から備前・美作保健所では迅速検査を導入し、受検者の利便性向上を図るとともに、保健所職員、医療従事者等を対象に、検査の受検促進、早期発見治療のためのエイズ対策研修会を開催している。

＜相談・検査の状況＞（県保健所分）

令和7年 相談 443件（うちホットライン 261件）

H I V抗体検査 194件

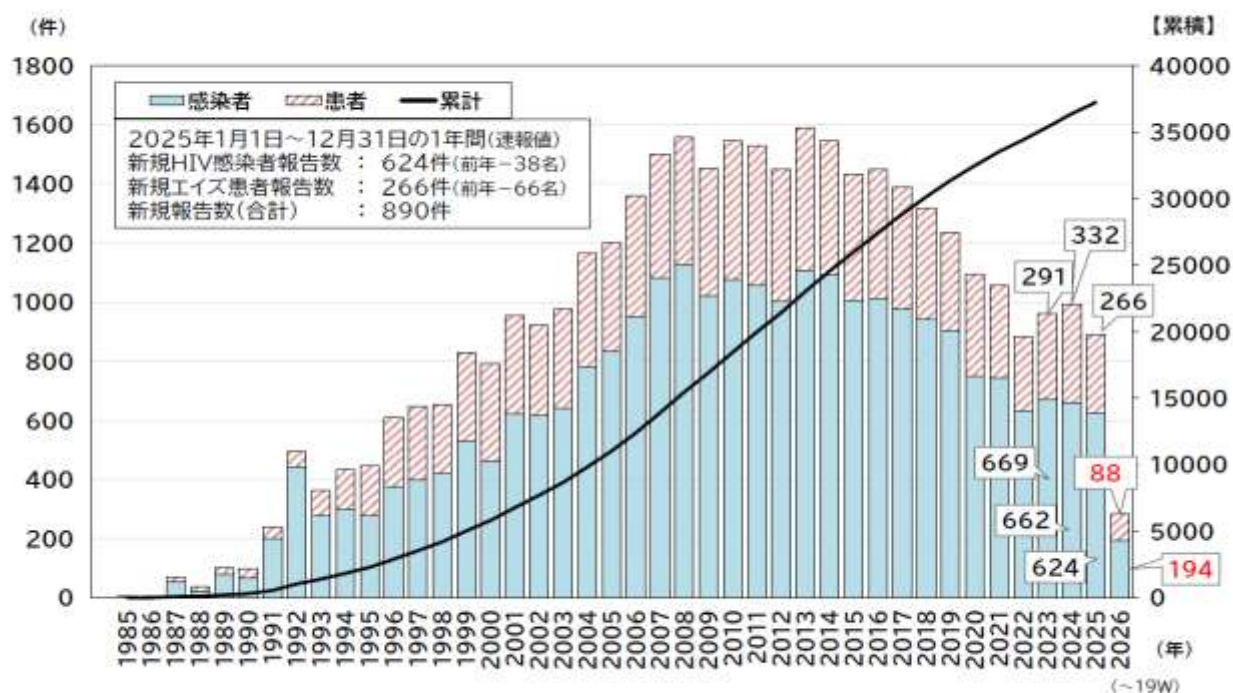
3 エイズ等出前講座

学校、地域の団体等が開催するエイズ講習会等に専門講師等を派遣する「出前講座」と保健所職員を派遣する「ミニ講座」を実施している。

＜実施状況＞（県保健所分）

令和7年度 エイズ等出前講座 21件

HIV感染者・エイズ患者発生状況（2026年5月13日時点）



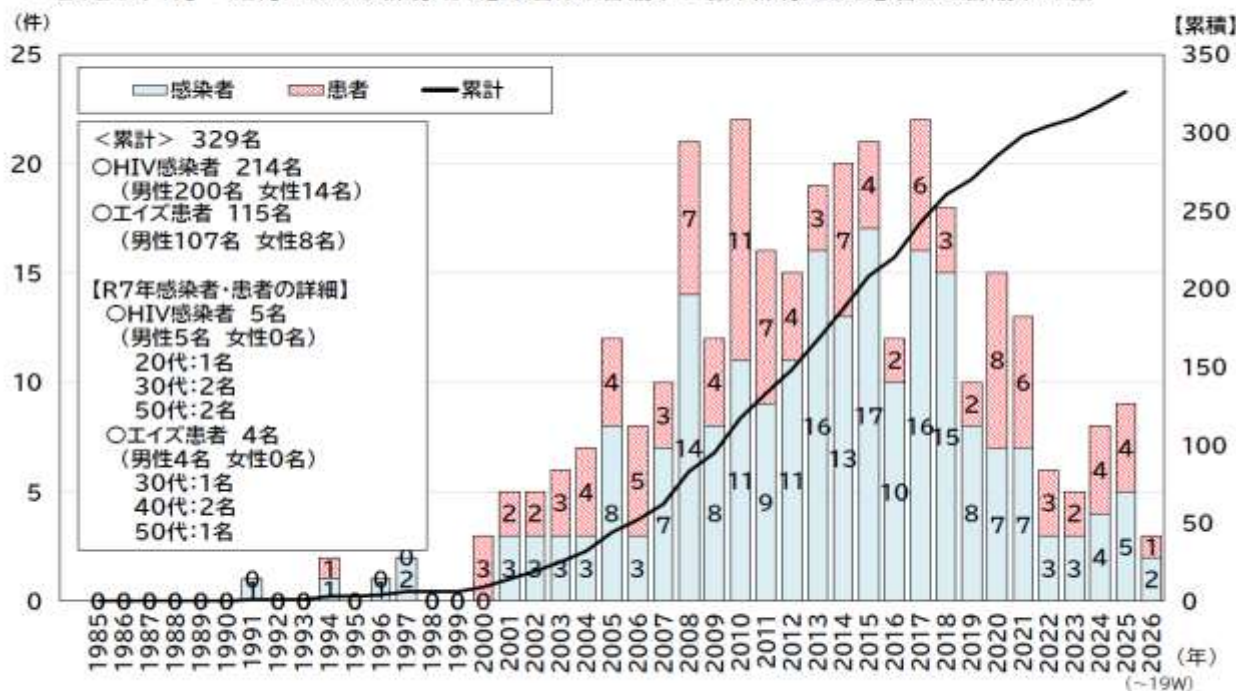
出典:エイズ予防情報ネット エイズ発生動向年報、2026年は感染症発生動向調査システム(～19W)

岡山県疾病感染症対策課作成

岡山県

HIV感染者・エイズ患者発生状況（2026年5月13日時点）

- ・2025年1月～12月における新規HIV感染者は5名(前年+1名)、新規AIDS患者は4名(前年±0名)



出典:エイズ予防情報ネット エイズ発生動向年報、2026年は感染症発生動向調査システム

岡山県疾病感染症対策課作成

【分野:各人権課題】

【室・課名:デジタル推進課、くらし安全安心課】

項 目	12 犯罪被害者及びその家族
【現状と課題】 犯罪被害者やその家族・遺族については、直接的な被害にとどまらず、二次的な被害に苦しめられることも少なくない。被害から立ち直り、再び地域において平穏な生活を営むことができるよう、個人の尊厳が重んぜられ、処遇を保障された様々な支援が必要である。 平成17(2005)年施行の「犯罪被害者等基本法」や「第5次犯罪被害者等基本計画」、県及び県内の全市町村で制定の犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等の尊厳や権利の保護を図る施策を実施している。 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するためには、社会全体が犯罪被害者等の置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるとともに、県、市町村、関係機関・団体が十分に連携協力を図り、施策を推進する必要がある。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 「岡山県犯罪被害者等支援条例」等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する。 1 損害回復・経済的支援等 犯罪等により受けた損害の回復や経済的負担の軽減に向けた支援等を行う。 ・ 「岡山県犯罪被害者等見舞金給付事業」により、遺族又は傷害を負った被害者本人に対し、県から見舞金を直接給付するとともに、被害発生直後から被害者に寄り添った支援をコーディネートする。(くらし安全安心課) 2 精神的・身体的被害の回復・防止 犯罪等により直接受けた精神的、身体的な被害の回復支援を行う。また、二次的被害を防止するための取組や、犯罪被害者等への再被害を防止し、安全を確保するなど、適切に対応する。 ・ 性暴力被害者支援センター「おかやま心」の運営により、性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況に対応して、医療的支援、法的支援、心理的支援、裁判所や警察署への同行支援等を総合的に提供する。(くらし安全安心課) 3 刑事手続への関与拡充 犯罪被害者等が、刑事手続に適切に関与することができるよう、関係機関や制度等に関する情報提供などに取り組む。 ・ 性暴力被害者支援センター「おかやま心」の運営により、性犯罪・性暴力被害者の置かれた状況に対応して、警察署への同行支援を行う。(くらし安全安心課) 4 支援等のための体制整備 多機関ワンストップサービス体制の効果的な運用が図られるよう、支援に携わる機関・団体の体制の充実を図るなどして、対応力向上のための取組を推進する。 また、関係機関等における各種支援制度等の情報提供や民間支援団体による活動への援助を行う。	

- ・ 支援に携わる関係機関・団体の実務者等で構成される、「おかやま被害者支援ネットワーク」における会議等において、仮想事例に基づくシミュレーション訓練等を行うことにより具体的な事案に応じた対応能力の向上と連携強化を図る。（くらし安全安心課）
- ・ 犯罪被害者等施策関係職員研修会の開催等により、市町村の総合的対応窓口等の機能の充実を図る。（くらし安全安心課）

5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

犯罪被害者等に対するすべての人々の理解と配慮やそれに基づく協力が重要であることから、県民の理解の増進と配慮・協力の確保に取り組む。

- ・ 「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」（11月1日～12月1日）に、関係機関等と協力して犯罪被害者等による講演会を開催するなど、様々な啓発活動を実施する。（くらし安全安心課）

6 インターネット上の誹謗中傷等による二次的被害の防止への取組

情報モラル教育や県民の情報リテラシーの向上を通じ、被害の未然防止を図るとともに、被害が生じた場合においても早期に被害の回復が図られるよう、相談・通報窓口に関する情報提供を行う。

- ・ 県SNS等を通じて、インターネット利用における人権意識の重要性等について周知・啓発を実施、あわせて「インターネットトラブル事例集（総務省）」や各種相談窓口を紹介（デジタル推進課）
- ・ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害に関する相談・通報窓口について、ウェブサイト等を通じて情報提供を行う。（くらし安全安心課）

7 性犯罪・性暴力被害者に対する支援

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを中核として、子ども・男性を含む、様々な被害者に対する支援の充実を図るほか、教育・啓発の強化等に取り組む。

子どもや男性、性的マイノリティ等を含む性犯罪・性暴力の被害者が速やかに必要な支援を受けられるよう、休日夜間にも対応できる体制で性暴力被害者支援センター「おかやま心」を効果的に運営し、その周知を図る。（くらし安全安心課）

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

令和8(2026)年3月策定の「第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」に基づき、あらゆる関係機関・団体等と連携・協力しながら、支援等の体制整備や県民の理解の増進等をはじめ、各種施策を着実に実施し、総合的な犯罪被害者等支援を進めていく。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（国）
- ・ 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（国）
- ・ 犯罪被害者等基本法（国）
- ・ 岡山県犯罪被害者等支援条例（県）
- ・ 第5次岡山県犯罪被害者等の支援に関する取組指針（県）

【分野:各人権課題】

【室・課名:人権・男女共同参画課、教育庁人権教育・生徒指導課】

項 目

13 性的マイノリティの人々

【現状と課題】

令和2(2020)年の「労働施策総合推進法」の改正により、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的言動や、アウティングがパワーハラスメントに当たるとされ、防止対策が事業主に義務付けられた。

令和5(2023)年の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民理解の増進に関する法律（以下「理解増進法」という。）」の施行により、地方公共団体には、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえた県民理解の増進が努力義務として、規定されたほか、令和8(2026)年6月には、理解増進施策の推進を図るため「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」が閣議決定された。

また、全国の地方公共団体では、「パートナーシップ宣誓制度」等の導入が進む一方で、令和6年実施の人権問題に関する県民意識調査では、差別的な言動が人権問題として、挙げられていることなどから、引き続き、多様な性に対する理解促進に取り組む必要がある。

【現在の対応策(令和7年度の取組)】

「理解増進法」に基づき、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として、尊重されるよう、県民に対し、多様な性に関する知識と理解を深めるための啓発、教育の推進に努める。

1 理解増進のための啓発

多様な性に関する啓発や研修に努める。

- ・ 令和6(2024)年3月に作成したパンフレットや「性の多様性を理解するための職員ガイドブック」により、イベントや研修の際などの機会を活用した啓発（人権・男女共同参画課）

2 相談体制の充実

性的指向やジェンダーアイデンティティの相談やそれに係る偏見・差別に関する相談体制の充実

3 学校における教育・啓発

差別に違和感を持つ児童生徒に対し、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努める。

- ・ 人権教育講師バンクにて、講演やワークショップ等を行う際の講師情報を適宜更新し、ホームページ上に提供【再掲】（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 各種研修にて、当事者に寄り添った合理的な配慮及び男女混合名簿の導入を推進している。（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 性別に関係なく自由に制服を選ぶことができるように学校に働きかけている。（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 性の多様性を理解するための教職員向けガイドブックを作成し、ホームページ

に掲載（教育庁人権教育・生徒指導課） ・ 1人1台端末を活用し、悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ及び心の健康観察アプリを県立学校に導入（教育庁人権教育・生徒指導課）
【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】 引き続き、研修やイベントなどの機会を活用し、県民の啓発に取り組むほか、性別に違和感を持つ児童生徒に対する教育又は啓発、教育環境の充実等に取り組む。
【主な関係法令・計画等】 ・ 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（国） ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(国) ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（国）

【分野:各人権課題】

【室・課名:地域福祉課】

項 目	14 ホームレス(路上生活者)
【現状と課題】 厳しい経済情勢や雇用情勢に伴う倒産や失業、病気・けが・高齢など様々な要因によりホームレスとなった人が存在する。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 ホームレスとなった人が、自らの意思で安定した生活を営めるよう、福祉事務所等において、一人ひとりの状況やニーズに応じた情報提供や相談支援、ハローワーク等と連携した各種支援に取り組む。 1 生活困窮者自立支援制度 (1) 自立相談支援事業 ・ 生活困窮者の就労や自立に向けた各種相談を受け、抱えている課題を評価・分析して自立支援計画を策定し、関係機関と連携して包括的な相談支援を実施する。 (2) 住居確保給付金 ・ 離職等により経済的に困窮した者であって、住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者を対象として、原則3か月(最長9か月)分の家賃相当額を支給する。 (3) 就労準備支援事業 ・ 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する。 2 生活保護制度 ・ 生活に困窮する国民に対して最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長する。	
【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】 引き続き、ハローワーク等と連携した各種支援に取り組む。	
【主な関係法令・計画等】 ・ ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(国) ・ 生活困窮者自立支援法(国) ・ 生活保護法(国)	

【分野:各人権課題】

【室・課名:地域医療推進課、教育庁人権教育・生徒指導課】

項 目	15 自殺問題
【現状と課題】 自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因がある。 自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、精神保健上の問題について、個人に対する働きかけと社会に対する働きかけの両面から総合的に取り組む必要がある。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 「第4次岡山県自殺対策基本計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、社会情勢等を考慮した総合的な対策に取り組む。 1 地域におけるネットワークの強化 県・市町村、関係団体・民間団体、企業、県民等が相互に連携・協働し、自殺対策を総合的に推進する。 ・ 県自殺対策連絡協議会を開催 県自殺対策推進センターにおいて、市町村が行う地域自殺対策計画の策定を支援するほか、自殺の実態に関する情報の収集、整理、市町村等への情報提供を行う。 (地域医療推進課) 2 自殺対策を支える人材の育成 自殺の危険性が高い人への早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、寄り添いながら、適切な対応をとることができる人材の育成に努める。 ・ 電話相談員や相談機関職員の研修を支援・実施する。(地域医療推進課) ・ ゲートキーパーの育成 ゲートキーパー・心のサポーター養成研修、ひきこもり支援者情報交換会・研修会など、保健所、市町村と連携して様々な職種を対象とする研修を開催し、予防支援ができる人材の育成に努める。(地域医療推進課) 3 住民への啓発と周知 自殺に追い込まれかねない危機においては、誰かに援助を求めることが適切であるということが、地域全体の共通認識となるよう、積極的に普及啓発に取り組む。 ・ 自殺予防普及啓発 相談窓口をまとめたリーフレットを作成し、保健所や市町村、ハローワーク、警察、コンビニ、スーパーなどに設置して、幅広い世代が入手しやすいようにする。 県自殺対策推進センター、保健所等が大学生を含む若者に向けて、自殺の現状や予防、相談先に関する啓発を行う。(地域医療推進課) ・ 自殺予防週間や自殺対策強化月間を中心に、県や市町村、関係団体が連携し、マスメディアを活用して自殺予防の周知を進める。(地域医療推進課) 4 自殺未遂者等への支援の充実 「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やすという観点から、自殺リスクの高い方が抱える様々な社会的問題への包括的な支援に取	

り組む。

- ・ 妊産婦のメンタルヘルス支援

妊婦検診や産婦健診の受診後等に、心に不安を抱える妊産婦が適切な支援や治療を受けられるよう「妊娠中から切れ目ない支援システム」や「妊産婦受け入れ協力機関（精神科・心療内科）リスト」を活用し、対応する。（健康推進課）

○ 自殺未遂者支援

- ・ アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症について正しい知識の普及を進め、本人や家族を相談・治療・回復支援につなげる体制を強化する。（地域医療推進課）
- ・ 自殺未遂者や自殺ハイリスク者に対しては、本人・家族の同意のもとで医療機関や地域の支援機関と連携し、必要な支援や生活支援を行う。さらに、多職種チームによる訪問支援、SNS等を活用した相談体制の充実、自殺に関する電話相談や依存症相談などを通じて、幅広い心の健康支援を進める。（地域医療推進課）

5 自死遺族等への支援の充実

自死遺族は自責の念や偏見・差別に苦しむほか、経済面での不安など、極めて厳しい状況に置かれることから、自死遺族の心のケアなどの支援に取り組む。

- ・ 自死遺族支援

保健所において、自死遺族の会（わかちあいの会）を開催する。（地域医療推進課）

6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

危機に直面したときに誰にどうやって、助けを求めればよいのかを具体的・実践的に学ぶとともに、つらいときや苦しいときは助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進する。

- ・ すべての県立学校にて、自殺予防教育を実施するよう位置づけるとともに、実施方法等に関する支援の実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 心と命のサポート事業にて、いじめや自殺の問題に直面した当事者や命に関わる仕事等に携わる方より、いじめの重大さや命の尊重等に関する出前授業の実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 児童生徒のSOSへの適切な対応力の向上を図るため、すべての県立学校を対象に「SOSの出し方に関する教育に係る研修講座」や「県立学校訪問研修」の実施（教育庁人権教育・生徒指導課）
- ・ 1人1台端末を活用し、悩みや不安を抱えた時の匿名相談アプリ及び心の健康観察アプリを県立学校に導入【再掲】（教育庁人権教育・生徒指導課）

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

引き続き、県・市町村、関係団体・民間団体、企業、県民等が相互に連携・協働し、自殺対策の総合的な推進に取り組む。

【主な関係法令・計画等】

- ・ 自殺対策基本法（国）
- ・ 自殺総合対策大綱（国）
- ・ こどもの自殺対策緊急強化プラン（国）
- ・ 第4次岡山県自殺対策基本計画（県）

【分野:各人権課題】

【室・課名:危機管理課】

項 目	16 被災者
【現状と課題】 大規模な災害では、高齢者、障害のある人、妊産婦、子ども、外国人などの要配慮者を含む多くの人々が避難生活を強いられた。避難生活が長期化するにつれて、生活環境の変化による心身の機能低下への配慮、プライバシーの確保など、年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズへの配慮が不足するなど、被災者の生活にも深刻な問題が生じた。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 今後、南海トラフ地震や断層型地震、集中豪雨の多発や台風の大型化に伴う大規模風水害の発生が懸念されている現状を踏まえ、市町村とも連携し災害時において被災者の置かれた状況に応じた支援に努めるとともに、被災者をめぐる人権問題について、理解を深める啓発を推進する。 ・ 県男女共同参画推進センターと連携した啓発の推進	
【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】 引き続き、啓発に取り組む。	
【主な関係法令・計画等】 ・ 災害対策基本法（国） ・ 被災者生活再建基本法（国）	

【分野:各人権課題】

【室・課名:くらし安全安心課、地域福祉課】

項 目	17 刑を終えて出所した人及びその家族
【現状と課題】 刑を終えて出所した人が、社会の一員として、円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族、親族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要となる。 県では、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 令和6(2024)年3月策定の「第2次岡山県再犯防止推進計画」に基づき、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすよう国や関係機関と連携して、「社会を明るくする運動」等の啓発活動に取り組む。 さらに、高齢又は障害があることにより、福祉の支援を必要とする人については、多様な関係機関が連携し、社会復帰を支援する。 ・ 「再犯防止啓発月間」「『社会を明るくする運動』強調月間」において、パネル・ポスター展示等により啓発活動に取り組むとともに、満期出所者等の自立更生に関する相談事業を実施する。(くらし安全安心課) ・ 県が設置する「岡山県地域生活定着支援センター」が保護観察所等と協働して、犯罪をした人等のうち、高齢又は障害があることにより福祉の支援を必要とする人が矯正施設を退所後直ちに福祉サービスを利用できるよう支援する。(地域福祉課)	
【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】 引き続き、「第2次岡山県再犯防止推進計画」に基づき、関係機関との連携を密にし、刑を終えて出所した人の社会復帰と地域生活への定着を支援するほか、国や関係機関と連携して「社会を明るくする運動」等の啓発活動に取り組むとともに、満期出所者等の自立更生に関する相談事業を実施する。	
【主な関係法令・計画等】 ・ 再犯の防止等の推進に関する法律(国) ・ 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(国) ・ 更生保護法(国) ・ 第2次岡山県再犯防止推進計画(県)	

【分野:各人権課題】

【室・課名:福祉企画課】

項 目

18 中国残留邦人とその家族

【現状と課題】

昭和47(1972)年の日中国交回復以降、県内には144世帯494名の中国残留邦人とその家族が帰国し、主に県南部の公営住宅に入居している。直近では、平成23(2011)年度に1世帯2名(2世)が永住帰国した。24年度以降の永住帰国者はいない。

帰国した中国残留邦人は、言葉の壁、生活習慣の違いなどから、就業の困難、地域社会になじめない等の問題を抱え、また、高齢化による地域社会からの孤立、介護の問題等が生じている。

【現在の対応策(令和7年度 of 取組)】

帰国者支援法に基づき市町村が中心になり、人間としての尊厳と老後の生活の安定を柱とする支援策を実施している。

1 生活支援

老齢基礎年金の満額支給、世帯の収入が一定の基準に満たない場合に不足する額を支給する支援給付の支給及び配偶者支援金の支給(国事業)

2 地域での支援

ア 市町村に対する助言や研修会の開催(国補助事業)

イ 中国帰国者定着促進センターが行う日本語学習支援事業「遠隔学習課程(日本語通信教育)」の受講者に対するスクーリングの実施(国委託事業)
(令和7(2025)年度:6名対象、82回実施)

ウ 国庫事業の対象とならない呼び寄せ世帯に対する県独自の援護施策

- ・帰国直後に見舞金の支給(1世帯当たり9万円、同伴家族1人につき1万円加算)
- ・定着後に自立指導員の派遣、医療機関窓口等への自立支援通訳の派遣等
(令和7(2025)年度:実績なし)

エ 岡山県帰国者友の会に委託し、中国残留邦人の自立意欲を高め、地域社会への定着促進を図る自立促進研修事業(国委託事業)
(令和7(2025)年度:62名参加)

【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】

国、市町村等と連携を取りながら、永住帰国した中国残留邦人等の地域社会における早期の自立を促進し生活の安定が図られるよう必要な施策を実施する。

【主な関係法令・計画等】

・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6(1994)年4月6日)

第四条 国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の地域社会における早期の自立の促進及び生活の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

【分野:各人権課題】

【室・課名:福祉企画課】

項 目	19 拉致問題
【現状と課題】 昭和40年代以降、北朝鮮により多くの日本人が拉致され、国は拉致被害者12名及び特定失踪者271名の早期帰国を求めているが、平成14(2002)年に北朝鮮が初めて拉致を認め、拉致被害者5名を帰国させた後は、未帰国の被害者の安否についていまだに納得できる説明はなく、現在まで解決に至っていない。 政府は、拉致問題対処法を制定するなど、国際社会と連携して北朝鮮に対し拉致問題の解決を強く働きかけるとともに、地方公共団体と連携を図りながら、国民に対して拉致問題に関する啓発を行っている。 平成26(2014)年5月末、ストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は特別の権限が付与された特別調査委員会を設置し、日本人に関する全ての問題を解決する意向を表明したが、平成28(2016)年2月北朝鮮が調査の全面中止を発表し、現在まで解決に至っていない。 政府が認定した拉致被害者は12名(帰国した5名を除く)、特定失踪者問題調査会(任意団体)が公表している特定失踪者は271名(うち3名が岡山県関係者)	
【現在の対応策(令和7年度の取組)】 1 国と連携し、拉致問題に関する啓発を図るため、ポスターやパンフレットを県の機関や市町村に配布するとともに、12月10日から12月16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、ラジオ等を活用した啓発活動を行っている。 2 国に対し、全国知事会及び「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を通じて、拉致問題の早期解決を要望している。 3 県議会に設置された「北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を図る岡山県議会議員連盟」総会(例年6月開催)において、拉致問題の現状等について説明している。	
【今後の取組方針(第6次指針に基づく令和8年度以降の取組)】 1 国と連携し、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をはじめとして、機会をとらえた啓発活動を行う。 2 全国知事会及び「北朝鮮による拉致被害者を救出する知事の会」を通じ、国に対して拉致問題の早期解決を要望していく。	
【主な関係法令・計画等】 ・ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成18(2006)年6月23日) (地方公共団体の責務) 第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。 (北朝鮮人権侵害問題啓発週間) 第四条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。 2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。 3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。 ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(平成14(2002)年12月11日)	

